

北本市協働推進等庁内検討委員会

検 討 報 告 書

平成24年3月

北本市協働推進等庁内検討委員会

もくじ

はじめに	1
第1 北本市協働推進等庁内検討委員会の所掌事務及び北本市協働推進等 庁内検討委員会作業部会の設置	3
第2 「参画」「協働」「市民公益活動支援」の分類と検討の方針	5
第3 市民参画推進条例（案）の検討	6
第4 協働推進条例（案）の検討	10
第5 市民公益活動促進施策の検討	11
第6 今後の課題	12
I 会議の開催状況	13
1 北本市協働推進等庁内検討委員会	13
2 北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会	16
II 参考資料	21
資料1 北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について —北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告—	23
資料2 北本市市民参画推進条例（案）	37
資料3 北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について	45
資料4 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について —北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等 庁内検討委員会作業部会合同会議報告—	47
資料5 北本市協働推進条例（案）	69
III 委員名簿・委員会設置規程	79
北本市協働推進等庁内検討委員会委員	79
北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会部員	80
北本市協働推進等庁内検討委員会設置規程	83

はじめに

北本市協働推進等庁内検討委員会では、平成21年度に北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会がまとめた『北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会検討報告』に基づき、検討事項を引き継いで、1 市民参画の推進に関すること 2 市民と行政との協働の推進に関すること 3 市民活動促進のための施策等に関することについて、検討を進めてきた。

また、北本市協働推進等庁内検討委員会設置規程第6条の規定により、作業部会を設置し、専門的事項を調査審議させ、必要に応じ、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会との合同会議等も開催しながら北本市市民参画推進条例（案）及び北本市協働推進条例（案）を作成した。

この報告は、平成22年6月から平成24年3月までの約2年間、北本市協働推進等庁内検討委員会及び同作業部会において調査及び検討した事項をまとめたものである。

第1 北本市協働推進等庁内検討委員会の所掌事務及び北本市協働推進等 庁内検討委員会作業部会の設置

1 委員会の所掌事務

北本市協働推進等庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）の所掌事務は、北本市自治基本条例に規定されている今後整備が必要な条例及び同条例第22条と第23条に規定されている市民公益活動の支援・促進施策の検討とされた。

(1) 北本市市民参画推進条例

北本市自治基本条例第18条

(2) 北本市パブリック・コメント手続条例

北本市自治基本条例第20条

(3) 北本市協働推進条例

北本市自治基本条例第18条

(4) 市民公益活動促進施策

北本市自治基本条例第22条及び第23条

2 検討期間

平成22年5月から平成24年3月まで。

3 検討体制

検討体制は、次頁「図1 北本市自治基本条例に規定する3つの整備が必要な条例と市民公益活動促進施策の検討体制」のとおり、市民10名で組織する北本市市民参画推進条例等市民検討委員会（以下「市民検討委員会」という。）による検討に並行し、庁内検討委員会及び庁内検討委員会の下部組織として設置する北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会（以下「作業部会」という。）により検討を進めるほか、必要に応じ、委員会間の合同会議を開催し、意見交換及び調整を図って条例案を作成することとした。

なお、この検討体制は、北本市自治基本条例推進本部において決定した。

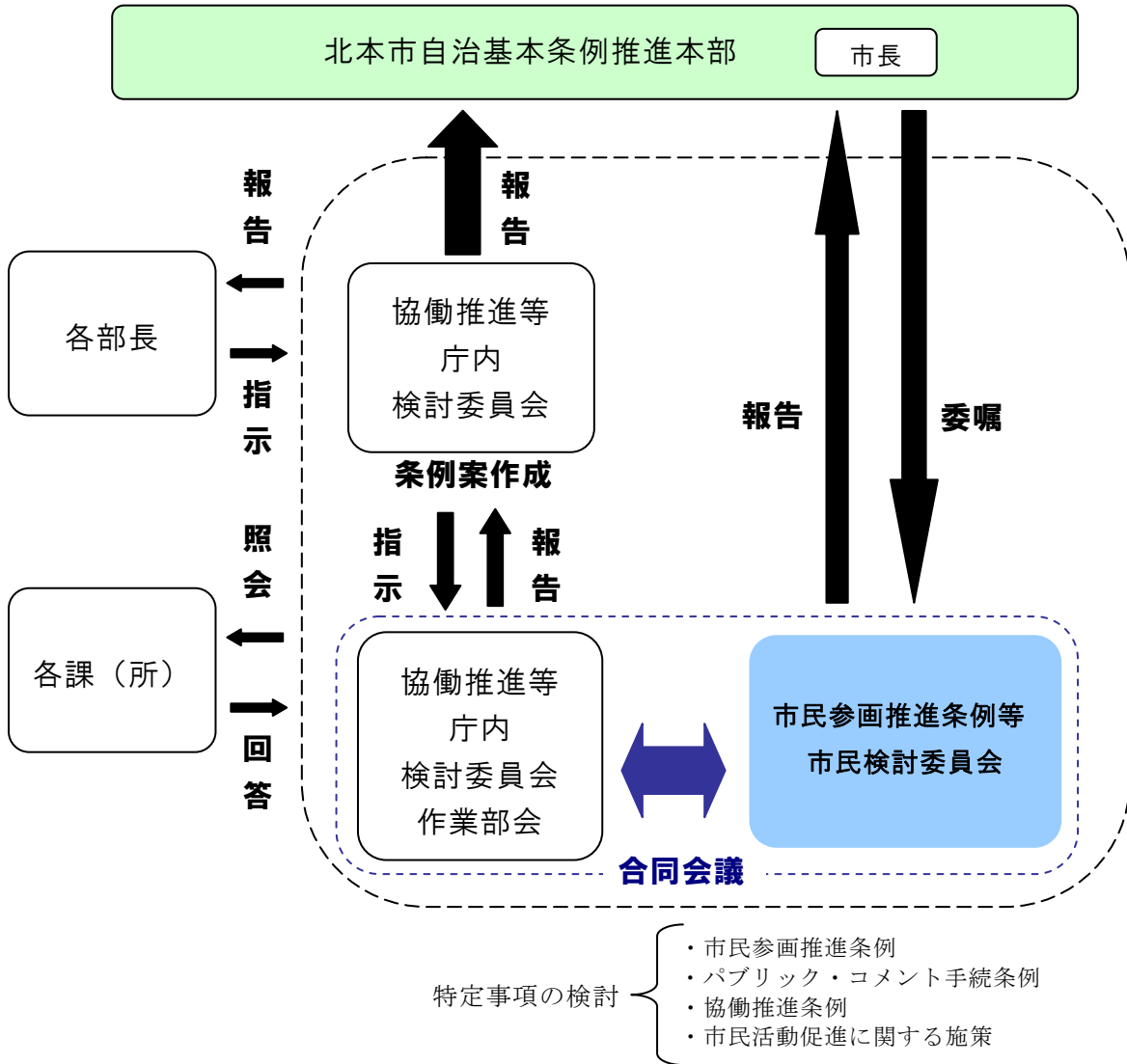


図1 北本市自治基本条例に規定する3つの整備が必要な条例と市民公益活動促進施策の検討体制

第2 「参画」「協働」「市民公益活動支援」の分類と検討の方針

1 北本市市民参画推進条例

行政が実施する施策への市民参加（市民参画）のルールを明確にするとともに、市民参画をより推進する施策を創設する。

ア 現在実施している市民参画の手法を行政が負うべき一定の手續・制度として整理する。

イ 市民参画を推進するための新たな制度を検討する。

2 北本市協働推進条例

市民と行政という異なる主体が対等の立場で共通の目標にむけて役割を分担し、協力して事業を実施する際のルールを明確にする。

ア まちづくりの主体（市民、事業者、行政）の役割を明確にする。

イ 現在市民団体と共に実施している事業実施の際の問題点を確認し、異なる主体が協働する際に必要な約束事を検討する。

ウ 市民との協働によるまちづくりの推進策を検討する。

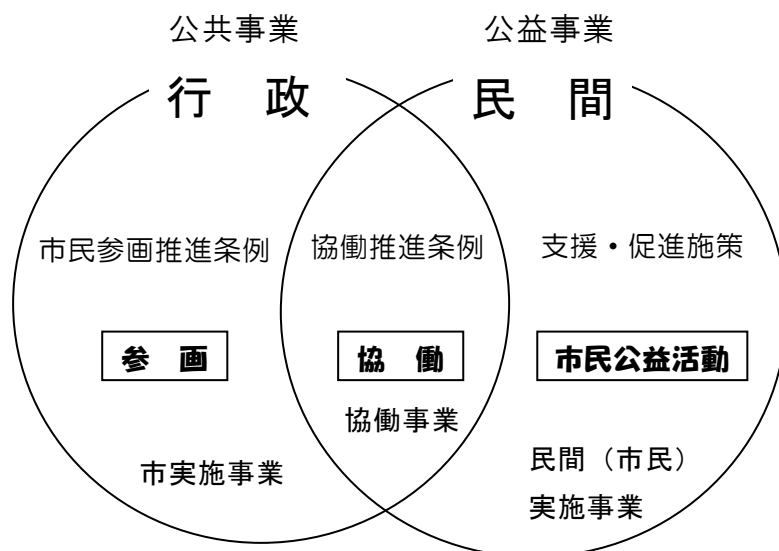


図2 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動支援」

3 市民公益活動支援

北本市自治基本条例第22条に規定するコミュニティの活動の支援及び第23条に規定する公益的活動の支援について、具体的な支援・促進策を検討し、制度を整備する。

検討の進め方としては、北本市協働推進条例の検討と併せ、実際に市内で活動している市民公益活動団体の意見を聴取し、各課で実施している支援施策を研究し、今後の促進施策を整備する。

第3 市民参画推進条例（案）の検討

1 検討経過

市民検討委員会から提出された『北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について－北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告－平成22年10月1日』（以下『市民検討委員会中間報告』という。）【資料1】を確認し、北本市市民参画推進条例（案）を作成した。

市民検討委員会から提案された『市民検討委員会中間報告』【資料1】に対する変更点及び追加事項は、以下のとおりである。

(1) パブリック・コメント手続条例の分離

『市民検討委員会中間報告』【資料1】では、北本市市民参画推進条例の中に市民参画手続のひとつとしてパブリック・コメント手続を盛り込むべきとされたが、同手続は市民参画手続の側面を持つ半面、行政手続の側面も持っており、北本市自治基本条例では、市民参画を推進する条例とは別の条で規定されていることから、北本市市民参画推進条例とは分離して整備すべきものとした。

(2) 市民参画の対象となる事業の具体的明示

市民参画の対象として提示された「公共の用に供される施設の整備にかかる計画等の策定または変更」について、対象を「大規模な施設」とし、その範囲については、施行規則において「総事業費が5億円以上のもの」と定めることとした。

10億円以上

和光市 坂戸市 日高市 西宮市（兵庫県） 周南市（山口県）
栗東市（滋賀県）

5億円以上

四街道市（千葉県） 印西市（千葉県） 苫小牧市（北海道）

建設費3億円以上かつ建築面積1,000㎡以上の施設

宗像市（福岡県）

表1 市民参画を求める公共施設整備事業の範囲・他市の状況

- ・市民検討委員会で「北本市における市民参画の現状」について問題を抽出した結果、北本駅西口駅広再整備事業への市民参画を問題視する意見が強く、同じ轍を踏まない形で市民参画のルールを定めるべきという結論になった。北本駅西口駅

広再整備事業の事業規模は約6億円である。市民検討委員会 - 作業部会、市民検討委員会 - 庁内検討委員会の協議でも、同様の結論が得られた。

- ・ 参画を求める事業の範囲の検討にあたっては、他市の状況も参考とした。
- ・ 市民参画の対象となる大規模な施設を5億円未満の額にするか否かについては、将来の検討課題である。

(3) 北本市市民参画推進審議会の設置

『市民検討委員会中間報告』【資料1】では、市民参画推進評価機関として、北本市自治基本条例審議会がその役割を担うべきとされたが、市の最高法規の運用を審議する審議会が特定事項を審議することになるため、他の条例との整合を図り、単独で新たな審議会を設けることとした。

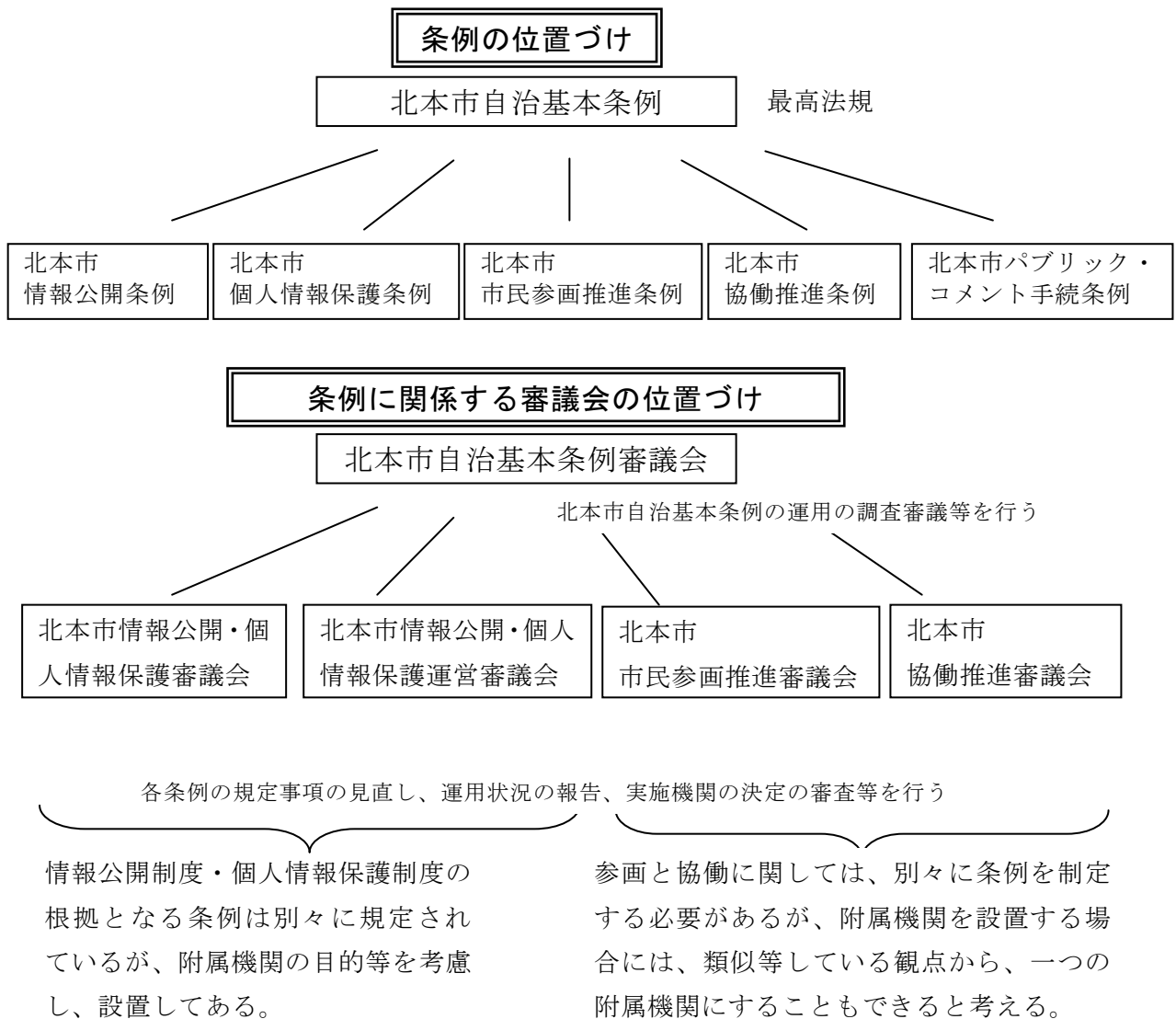


図3 北本市自治基本条例と委任条例との関係

(4) 市民参画情報の発信

市民参画を推進するためには、市民との情報の共有が必要であるため、これまで以上に正確、確実かつ効果的に、市民参画に関する情報を発信していく必要がある。

2 北本市市民参画推進条例（案）＜パブリック・コメント手続（案）＞の作成

『市民検討委員会中間報告』【資料1】に基づいて、庁内検討委員会及び作業部会において検討を行い、『北本市市民参画推進条例（案）』（パブリック・コメント手続で公表した案。）【資料2】を作成した。

庁内検討委員会及び作業部会では、次頁「図4 市民参画情報の発信のイメージ」のように市民参画の推進体制を整理した。

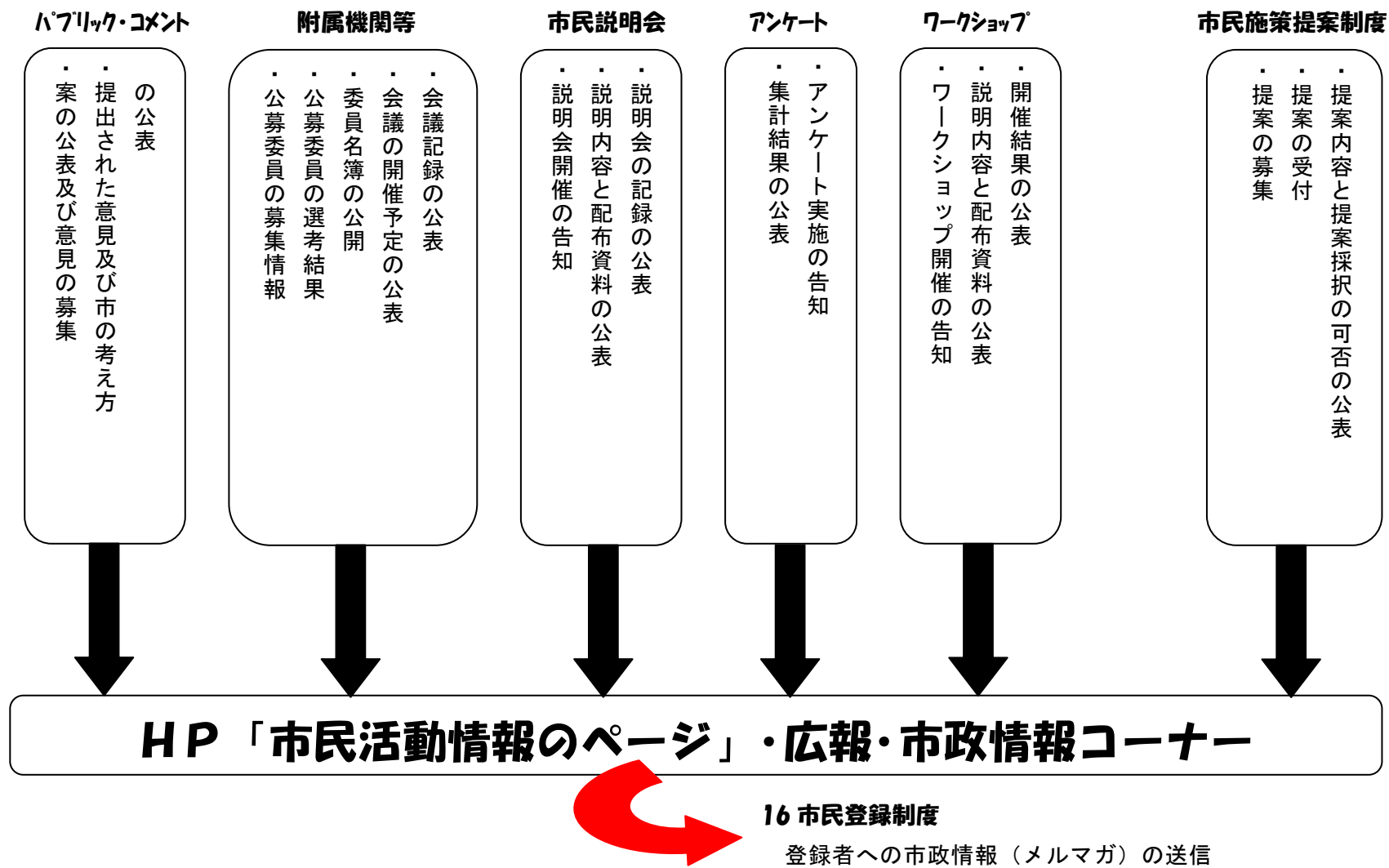


図4 市民参画情報の発信のイメージ

第4 協働推進条例（案）の検討

1 検討経過

(1) 『北本市協働推進条例制定の基本的な考え方』の作成

北本市協働推進条例（案）の作成にあたっては、まず、庁内検討委員会が『北本市協働推進条例制定の基本的な考え方』（以下『基本的な考え方』という。）【資料3】を示し、そのもとに、市民検討委員会と作業部会とで相互に意見を出し合い、また、議論することにより北本市協働推進条例に位置づけるべき項目を導き出すこととした。

『基本的な考え方』【資料3】を作成する際には、実際に各課で市民団体と共に実施している事業の事例研究を行い、より事業が効果的に行われる方策、手順を導き出すこととした。

(2) 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議の開催

庁内検討委員会が示した『基本的な考え方』【資料3】をもとに、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議（以下「合同会議」という。）を開催し、北本市協働推進条例に位置づけるべき項目を検討した。

検討の結果は『北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について
— 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議報告 —』（以下『合同会議報告』という。）【資料4】としてまとめた。

2 北本市協働推進条例（案）＜パブリック・コメント手続（案）＞の作成

合同会議による『合同会議報告』【資料4】に基づき、庁内検討委員会において検討を行い、『北本市協働推進条例（案）』（パブリック・コメント手続で公表した案。）【資料5】を作成した。

第5 市民公益活動促進施策の検討

第9回の作業部会は、第15回の市民検討委員会との合同会議として開催し、市内の市民公益活動団体をアンケートの対象とした「協働推進及び市民活動促進のためのアンケート」実施に向け、グループ討議（市民検討委員会、作業部会を、それぞれ半分にし、两会混合のグループを2つ作り、北本市のまちづくりにおける「協働」をより活発にするために必要な点、アンケートで尋ねるべき項目を、協働の主体である市民（市民団体）、行政職員の立場から、自由に発想する作業）を行った。

また、第15回の作業部会は、第21回の市民検討委員会との合同会議として、北本市における市民活動支援の現状について確認し、北本市における望ましい市民活動支援のあり方について検討した。

検討結果については、『合同会議報告』【資料4】の「**第3 合同会議で決定した事項**」に詳細を記載している。

庁内検討委員会としては未検討となってしまうため、市民検討委員会の意見をもとに、引き続き庁内連携会議を組織し、早急に市民公益活動促進施策をまとめる必要がある。

第6 今後の課題

北本市自治基本条例の規定に基づく「市民主体のまちづくり」を推進するための方策の検討は、北本市パブリック・コメント手続条例（案）、北本市市民参画推進条例（案）及び北本市協働推進条例（案）の作成により、行政が主体的に実施者となる部分については終了した。

しかし、北本市自治基本条例第22条に規定する「コミュニティの活動の支援」及び第23条に規定する「公益的活動の支援」にあたる市民が主体的に実施者となってまちづくりを進めていく部分を拡大させるための方策については、未検討である。そのため、今後は、市民公益活動を促進するための具体的な施策を検討し、施策に基づき、市民の公益的活動を推進していく必要がある。

また、それは、北本市市民参画推進条例（案）及び北本市協働推進条例（案）と一体的に推進していくことによって、住民自治の確立の実現につながっていくものである。

具体的施策の検討にあたっては、市民検討委員会から提案された意見をもとに、引き続き庁内連携会議を組織し、継続的に検討していく必要がある。

平成18年度に策定し、平成24年度までを推進期間と位置づけた『北本市市民と行政との協働推進計画』は、北本市の「協働」を「参画」「協働」「市民公益活動」のすべてを網羅するよう広義に捉え、一体的な推進を図るよう位置づけてきた。

一方、平成22年に施行した北本市自治基本条例においては、「市民参画」「協働」を推進条例で、また、「市民公益活動推進」については、具体的な施策として位置づけることと整理した。

そのため、平成24年に終期を迎える『北本市市民と行政との協働推進計画』を継承するものとして、北本市自治基本条例第22条に規定する「コミュニティの活動の支援」及び第23条に規定する「公益的活動の支援」にあたる市民が主体的に実施者となってまちづくりを進めていく部分を拡大させるための具体的な施策を『北本市市民公益活動推進計画』としてまとめ、推進していくことが望ましい。

I 会議の開催状況

1 北本市協働推進等庁内検討委員会

第1回北本市協働推進等庁内検討委員会

平成22年5月21日（金）午前9時～午前10時 文化センター第1研修室

出席者 11名 欠席者 1名

● 議題

- 1 北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会報告書について
- 2 委員会の役割と会議の進め方について
- 3 作業部会部員の推薦について

第2回北本市協働推進等庁内検討委員会

平成22年10月8日（金）午後1時30分～午後3時15分 文化センター第1研修室

出席者 7名 欠席者 5名

● 議題

- 1 北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会の検討経過について
- 2 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告について
- 3 北本市協働推進条例について

第3回北本市協働推進等庁内検討委員会

平成22年11月22日（月）午後5時～午後6時45分 市役所第2庁舎第4委員会室

出席者 7名 欠席者 5名

● 議題

- 1 北本市市民参画推進条例（案）について
- 2 市民参画推進条例施行後の運用体制について
- 3 北本市協働推進条例の制定について

第4回北本市協働推進等庁内検討委員会

平成22年12月15日（水）午前9時30分～午前11時 文化センター第2会議室

出席者 10名 欠席者 2名

● 議題

- 1 北本市市民参画推進条例（案）について（2）
 - (1) 項目「6-1 市民参画の対象」
 - (2) 項目「11 附属機関等」
 - (3) 項目「18 市民参画推進評価機関」
- 2 市民参画推進条例施行後の運用体制について
- 3 北本市協働推進条例の制定について

第5回北本市協働推進等庁内検討委員会

平成23年5月20日（木）午前9時～午前10時 文化センター第4会議室

出席者 9名 欠席者 3名

● 議題

- 1 北本市協働推進条例等の検討の進め方について
- 2 作業部会部員の推薦について
- 3 その他

第6回北本市協働推進等庁内検討委員会

平成23年6月2日（木）午後1時30分～午後4時 文化センター第3研修室

出席者 9名 欠席者 3名

● 議題

- 1 協働事業事例研究シートについて

第7回北本市協働推進等庁内検討委員会

平成23年7月5日（火）午後3時30分～午後5時25分 文化センター第2研修室

出席者 11名 欠席者 1名

● 議題

- 1 協働事業事例研究シートについて
- 2 北本市協働推進条例の基本的な考え方について

第8回北本市協働推進等庁内検討委員会

平成23年10月7日（金）午後1時～午後3時35分 市役所第4委員会室

出席者 11名 欠席者 1名

● 議題

- 1 協働推進条例制定に係る今後の事務手続きの進め方について
- 2 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について
(北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議報告)

第9回北本市協働推進等庁内検討委員会

平成23年10月12日（水）午前9時～午前11時30分 文化センター第1研修室

出席者 8名 欠席者 4名

● 議題

- 1 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について（2）
(北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議報告)

第10回北本市協働推進等庁内委員会

平成23年10月21日（金）午前9時～正午 文化センター第3研修室

出席者 6名 欠席者 6名

● 議題

- 1 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について（3）
（北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議報告）
 - (1) 「定義」及び「まちづくりの主体の責務」の修正（案）について
 - (2) 「協働事業提案制度」について
 - (3) その他の項目について
- 2 その他

第11回北本市協働推進等庁内検討委員会

平成23年11月7日（月）午後3時5分～午後6時 文化センター第3研修室

（第25回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会との合同会議）

出席者 6名 欠席者 6名

● 議題

- 1 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について

第12回北本市協働推進等庁内検討委員会

平成23年11月25日（金）午前9時30分～午前10時30分 文化センター第3会議室

出席者 8名 欠席者 4名

● 議題

- 1 北本市協働推進条例（案）について

第13回北本市協働推進等庁内検討委員会

平成23年12月14日（水）午後4時～午後6時 文化センター第5会議室

出席者 10名 欠席者 2名

● 議題

- 1 北本市協働推進条例（案）について

第14回北本市協働推進等庁内検討委員会

平成24年2月13日（月）午前9時30分～午前10時30分 文化センター第3研修室

出席者 8名 欠席者 4名

● 議題

- 1 北本市市民参画推進条例（案）及び北本市協働推進条例（案）について
- 2 委員会報告について
- 3 今後のスケジュールについて

2 北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

第1回作業部会

平成22年6月11日（金）午前9時～午前10時30分 文化センター第4会議室

出席 庁内検討委員会 委員長 谷澤 暢

部員 出席者 8名 欠席者 3名

● 議題

- 1 北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会報告書について
- 2 委員会及び作業部会の役割と会議の進め方について

第2回作業部会

平成22年6月18日（金）午後1時30分～午後3時 文化センター第3研修室

出席者 8名 欠席者 3名

● 議題

- 1 自治基本条例について
グループワーク テーマ「なぜ今自治基本条例なのか」
 - (1) 「協働」という言葉が多用されるようになった理由
 - (2) 「市役所（公務）」が本来行なうべきこと

第3回作業部会

平成22年6月29日（火）午前9時～午前10時30分 文化センター第2研修室

出席者 7名 欠席者 4名

● 議題

- 1 地方分権社会における北本市の今後のまちづくりの進め方について

第4回作業部会

平成22年7月13日（火）午前9時30分～午前11時 文化センター第3研修室

出席者 8名 欠席者 3名

● 議題

- 1 北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会検討報告について

第5回作業部会

平成22年7月28日（水）午後1時30分～午後3時30分 文化センター第1・2会議室

出席者 7名 欠席者 4名

● 議題

- 1 北本市市民参画推進条例案の検討（1）

第6回作業部会

平成22年9月14日（火）午前9時30分～午前11時10分 文化センター第5会議室

出席者 8名 欠席者 3名

● 議題

- 1 北本市市民参画推進条例案の検討

第7回作業部会

平成22年10月22日（金）午前9時30分～午前10時45分文化センター第5会議室

出席者 9名 欠席者 2名

● 議題

- 1 『北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について—北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告—』について
- 2 北本市協働推進条例について

第8回作業部会

平成22年11月19日（金）午前9時30分～午前11時 文化センター第3研修室

出席者 7名 欠席者 4名

● 議題

- 1 北本市市民参画推進条例（案）について
- 2 市民参画推進条例施行後の運用体制について

第9回作業部会

平成23年1月17日（月）午前9時30分～午前11時 文化センター第3研修室

（第15回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会との合同会議）

出席者 5名 欠席者 6名

● 議題

- 1 グループ討議
協働推進及び市民活動促進のためのアンケートについて

第10回作業部会

平成23年6月9日（木）午前10時45分～午前11時45分 文化センター第2研修室

出席者 9名 欠席者 2名

● 議題

- 1 協働推進等庁内検討委員会作業部会について
- 2 北本市協働推進条例等の検討の進め方について

第11回作業部会

平成23年6月24日（金）午前9時30分～午前11時 文化センター第5会議室

出席者 8名 欠席者 3名

● 議題

- 1 「北本市市民と行政との協働推進計画」について
- 2 「大和市民参加推進条例」及び「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」について

第12回作業部会

平成23年7月14日（木）午後1時30分～午後3時10分 文化センター第2研修室

出席者 7名 欠席者 4名

● 議題

- 1 『協働推進及び市民活動促進のためのアンケート報告書（速報版）』について
- 2 『あだち協働ガイドライン』について
- 3 神奈川県大和市視察（7月21日予定）について
 - (1) 「大和市民参加推進条例」について
 - (2) 「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」について

第13回作業部会

平成23年7月21日（木）午後1時30分～午後4時 大和市役所会議室

1 市民参加推進条例について

（説明 大和市政策部政策総務課総務調整担当係長）

- (1) 「市民提案制度」について
- (2) 「市民登録制度」について
- (3) 情報共有のための市政情報の発信について
- (4) 条例施行後の制度運用を見据えた組織見直し実施の有無

2 市民活動推進条例について

（説明 大和市民経済部市民活動推進課

協働・ボランティア・県人会・市民活動支援担当主査）

- (1) 協定書の締結について
- (2) 協働事業を行おうとする市民と事業者の登録について
- (3) その他の制度の概要について
- (4) 大和市自治基本条例施行後の対応について

第14回作業部会

(第20回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会との合同会議)

平成23年8月8日(月) 午後1時30分～午後3時 文化センター第5会議室

出席者 9名 欠席者 2名

● 議題

- 1 北本市協働推進条例の基本的な考え方について
- 2 北本市における市民活動支援の現状について

第15回作業部会

(第21回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会との合同会議)

平成23年8月17日(水) 午前9時30分～午前11時30分

コミュニティセンターコミュニティ集会室

出席者 8名 欠席者 3名

● 議題

- 1 北本市における市民活動支援の現状について
- 2 北本市における望ましい市民活動支援のあり方について

第16回作業部会

(第22回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会との合同会議)

平成23年8月31日(水) 午前9時50分～午前11時45分 文化センター第4会議室

出席者 6名 欠席者 5名

- 1 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について

第17回作業部会

(第23回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会との合同会議)

平成23年9月5日(月) 午後1時30分～午後3時30分 文化センター第3研修室

出席者 7名 欠席者 4名

● 議題

- 1 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について

第18回作業部会

(第24回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会との合同会議)

平成23年9月12日(月) 午前9時30分～午前11時30分 文化センター第2研修室

出席者 7名 欠席者 4名

● 議題

- 1 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目(案)について

第19回作業部会

平成23年12月1日（木）午後2時～午後4時 文化センター第4会議室

出席者 9名 欠席者 2名

● 議題

- 1 北本市協働推進条例（案）について

第20回作業部会

平成23年12月5日（月）午後2時～午後4時 文化センター第3研修室

出席者 7名 欠席者 4名

● 議題

- 1 北本市協働推進条例（案）について（2）

第21回作業部会

（第27回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会との合同会議）

平成24年1月31日（火）午後2時～午後4時15分 文化センター第3研修室

出席者 6名 欠席者 5名

● 議題

- 1 市民公益活動促進施策について

第22回作業部会

（第28回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会との合同会議）

平成24年2月14日（火）午前9時30分～午前11時30分 文化センター第4会議室

出席者 8名 欠席者 3名

● 議題

- 1 市民公益活動促進施策について（2）

第23回作業部会

（第29回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会との合同会議）

平成24年3月22日（木）午後2時～午後4時 文化センター第5会議室

出席者 7名 欠席者 4名

● 議題

- 1 北本市市民参画推進条例（案）について
- 2 北本市協働推進条例（案）について
- 3 北本市協働推進等庁内検討委員会検討報告書（案）について
- 4 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会検討報告書（案）について

II 參考資料

北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目 について

－北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告－

平成 2 2 年 1 0 月 1 日

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

第1 はじめに

平成22年4月1日に施行された北本市自治基本条例には、北本市の憲法として市民、議会、行政の役割をはじめ、まちづくりを進めるうえでの基本的な事項が定められています。

この北本市自治基本条例は、まちづくりを進めていく上での理念については記載されていますが、その理念に基づいてまちづくりを進めていくためには、具体的な手法を明らかにしておく必要があります。

私たち北本市市民参画推進条例等市民検討委員会は、北本市自治基本条例第18条の規定に基づく、市民の参画及び市民と市との協働に関し必要な事項を定める条例の制定、さらに、北本市自治基本条例第22条と23条に規定されている市民の公益活動を促進する施策を検討するために組織されました。

6月から始まった会議は、まず、この北本市自治基本条例を委員の一人ひとりが共通して理解することから取り組みました。

そして、「市民参画」、「協働」、「市民活動支援」の順番で検討を進めることを決めました。

短期間で集中的に会議を開催し、グループ討議を行うなど、議論を重ねることにより、このたび、市民検討委員会として市民参画推進条例に位置づけるべき項目をまとめましたので、中間報告としてその内容をお知らせします。

平成22年10月1日

北本市協働推進条例等市民検討委員会

第2 会議の経過

会議の開催状況及び討議内容については以下のとおりです。

第1回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年6月23日(水曜日)午後2時から
文化センター第1研修室

- ・委嘱状交付
- ・自己紹介
- ・委員長及び副委員長の選出
- ・北本市自治基本条例について
- ・委員会の役割と今後の取り組みについて

第2回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年7月5日(月曜日)午後1時30分から
文化センター第3研修室

- ・北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会作業部会検討報告について

第3回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年7月20日(火曜日)午後1時30分から
文化センター第2会議室

- ・北本市における市民参画制度の現状について

第4回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年7月29日(木曜日)午前9時30分から
コミュニティセンターコミュニティ集会室

- ・北本市における市民参画制度の現状について2

第5回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年8月10日(火曜日)午後2時から
文化センター第1研修室

- ・北本市における市民参画制度の現状について3

第6回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年8月23日(月曜日)午前9時30分から
北本市役所研修室

- ・他市の市民参画制度の研究

第7回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年9月1日(水曜日)午前9時30分から
文化センター第3研修室

- ・北本市市民参画推進条例に位置づける項目の検討

第8回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年9月15日(月曜日)午前9時30分から
文化センター第3研修室

- ・北本市市民参画推進条例に位置づける項目の決定

第9回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年9月21日(火曜日)午後1時30分から
文化センター第5会議室

- ・北本市市民参画推進条例案について
- ・北本市協働推進条例の検討の進め方について

第10回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年10月1日(金曜日)午前9時30分から
文化センター第1研修室

- ・北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告について
- ・他市の協働推進条例に位置づけられている項目について

第3 北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について

1 目的

北本市自治基本条例第18条の規定に基づき、市民の参画に関し必要な事項を定める

【項目の解説】

- ・市民参画推進条例は、北本市自治基本条例から委任された条例として、行政が市民の意見を反映した市政運営を行うために必要な制度等について定めるものである。

2 定義

- (1) 北本市自治基本条例で定義している用語は定義しない
- (2) ワークショップ、アンケート等説明が必要なもののみ定義

【項目の解説】

- ・北本市自治基本条例の委任条例として定めることから、市民参画条例に規定する用語のみを定義する。
- ・項目中に「この条例において使用する用語の意義は北本市自治基本条例において使用する用語の例による」と規定しておく必要がある

3 基本原則

- (1) 市民と市長等の情報の共有
- (2) 政策の企画立案時等できるだけ早い時期からの参画
- (3) 市民の自主性と参画の機会の保障
- (4) 市民と市長等が相互の役割と責任を尊重して行う

【項目の解説】

- ・まず、市政に関する情報がすべての市民に分かりやすく、かつ的確に伝わっていなければ、参画の機会を設けても実際の参画にはつながらない。
- ・行政が市民参画を求める時期について、委員会では多くを議論した。行政が事業内容を固めてから市民に意見を聞くのではなく、企画立案の段階で、市民の意見を聞くことが重要である。

4 市民の役割

- (1) 自らの行動と発言に責任を持つ
- (2) 北本市全体の利益となるよう留意
- (3) 市民相互の自由な発言を尊重し、合意形成に努める

【項目の解説】

- ・中間報告（案）の段階では項目の見出しを「市民の責務」と「市長等の責務」と整理していたが、市民が条例を見たときに、違和感のない用語としてそれぞれの「役割」という表現に改めた。

5 市長等の役割

- (1) 情報共有のための的確で迅速な市政情報の提供
- (2) 参画の機会の確保と拡充
- (3) 市民の意向を把握し、施策への反映に努める

【項目の解説】

- ・委員会では、情報共有が最重要であることが確認された。的確かつ「迅速」に情報提供する必要がある。

6 市民参画推進計画

- (1) 市長は、その年度における市民参画の予定を取りまとめ、市民参画推進計画を作成し、これを公表する
- (2) 市長は前年度における市民参画の実施状況を取りまとめ公表する

【項目の解説】

- ・行政が年度毎に市民参画の計画を作成、公表し、翌年度にその結果を明らかにすることにより、市民参画推進のPDCAサイクルが見えるかたちになる。
- ・この規定は、重要な規定となることから、市長等の役割の次に記載することとした。

7-1 市民参画の対象

- (1) 北本市の基本構想、基本計画等基本的計画の策定または変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定改廃
- (3) 市民に義務を課し、市民の権利を制限する条例の制定、改廃
- (4) 公共の用に供される施設の整備にかかる計画等の策定また

は変更

- (5) 前各号に定めるもののほか、特に参画の機会等を確保することが必要と認められるもの

【項目の解説】

- ・委員会では市民参画の対象として予算編成を位置づけることができないかを検討したが、現在の状態で、市民参画を求めることは難しいと判断した。
- ・今後、市民の参画能力が上がっていくことが考えられることから、参画の対象の見直しも必要となるものとする。

7-2 市民参画の適用除外事項

- (1) 定型的又は経常的に行うもの
- (2) 軽易なもの
- (3) 緊急に行わなければならないもの
- (4) 市長等内部の事務処理に関するもの
- (5) 法令の規定により実施の基準が定められているもの
- (6) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

【項目の解説】

- ・この項目は、「7-1 市民参画の対象となる業務」のうち、適用除外とする業務を規定するものである。

7-3 参画を実施しない場合の理由の公表

市長等は、参画を行わない場合は、その理由を公表しなければならない。

【項目の解説】

- ・行政が「7-1 市民参画の対象となる業務」のうち、「7-2 市民参画の適用除外」にあてはまらない業務で、市民参画を行わない場合は、その理由を市民に広く公表する必要がある。
- ・市民から説明を求められたときには、説明責任を果たす必要がある。

8 参画の方法

- (1) パブリック・コメント手続
 - ア 現在運用している「北本市パブリック・コメント実施要綱」

- を確認し規定する
- イ 単独の条例とはせずに、市民参画推進条例の中に位置づけることが望ましい
- (2) 審議会等（附属機関の委員及びこれに準ずるもの）
- ア 現在運用している「北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」を確認し規定する
- イ 確認事項
- ・委員の年齢の上限（75歳）については、撤廃すること
 - ・公募委員の人数を現状より拡大すること
- (3) 市民説明会
- ・事案の説明などを通して、複数の市民の意見を聴取し、又は討議する必要がある場合に実施
 - ・参加者が理解を深められるよう資料等の充実に努める
- (4) アンケート
- ア 市政に係る重要な施策または課題等について、多くの者を対象とし、調査項目を設定して一定期間内に対象者から回答を得ることが必要な場合に実施
- イ アンケートを実施する際には、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければならない
- ウ アンケートを実施したときは、その結果について非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない
- (5) ワークショップ
- ア 複数の市民あるいは市民と市長等が議論、共同作業等を行い、課題、問題点等の抽出と選択を通して、一定の合意形成を図る必要があるときに実施
- イ 極めて早い時期から市民参画を行うことが適当と認められる場合に実施
- (6) インターネット・モニター
- ア **12 市民登録制度**との統合について検討
- イ 登録した市民に対し、インターネットを使ったアンケートのみならず審議会等の委員の公募の情報等市民参画に関する情報についても提供する
- ウ 年齢と登録人数を制限しない
- (7) 市民政策提案制度
- ア 市民は10人以上の連署をもって政策の提案ができる
- イ 市長等は提案事項の内容を検討し、提案に対する市長等の考え方を代表者に通知する
- ウ ア、イの内容を公表する

- エ 手続きの進め方や様式については、別に規則で定める
- (8) その他の効果的な方法
- ・ 市長への手紙
 - ・ タウンミーティング
 - ・ 出前講座

【項目の解説】

- ・ 市民参画の方法については、現在、北本市で実施されている市民参画の制度を一覧化するとともに、新たな制度を提案した。
- ・ パブリック・コメント手続については、北本市自治基本条例第20条に「別に条例で定める」と規定されているため、単独条例として整備することも考えられるが、委員会では、検討の結果、パブリック・コメント手続条例を単独条例として整備するよりも、市民参画の方法のひとつとして整理した方が、市民にはわかりやすいということから、市民参画推進条例の中に位置づけるべきという結論を得た。
- ・ インターネット・モニター制度については、「12 市民登録制度」を整備することから、市民参画推進条例案作成の段階で統合について検討する必要がある。
- ・ 行政が主となって市民に対し参画を求めるものとは対称に、複数の市民が行政に対し、事業を提案する制度としての「市民政策提案制度」の整備が必要である。
- ・ 「(8) その他の効果的な方法」のうち、タウンミーティングは現在、実績がないようだが、重要な制度である。市民からの申込みがなくても、各地域に市長が出かけていき、市民の声を直接聞くことは市民参画を推進する上で重要な取り組みである。

9 参画の実施（マッチング・ルール）

- (1) パブリック・コメント手続＋上記8参画の方法(2)～(5)に記載するもののうち1以上を選択し、必ず実施する
- (2) 複数の手続を実施することが効果的と認められるときは、複数の手続を併用して実施する

【項目の解説】

- ・ この項目は、行政に対し、市政運営を行う際に市民参画を義務付ける重要な項目である。
- ・ 議会に議案を提出する前に行政がまとめた案を市民に公表し、意見を求めるパブリック・コメント手続は、北本市自治基本条例にも位置づけている最重要な参画制度として、その実施を必須とした。

10 参画手続の公表

- (1) 担当窓口及び市政情報コーナーでの閲覧
- (2) 広報紙への掲載
- (3) 北本市公式サイトへの掲載
- (4) その他有効な広報手段

【項目の解説】

- ・参画手続きの公表は、市が通常実施している広報への掲載、北本市公式サイトへの掲載等のほか、実施する事業の内容に応じ、考えられる有効な手段で公表すべきである。
- ・「(4) その他の有効な手段」については、今後、市民も有効な手段を行政に提案していく必要がある。

11 出された意見の取扱い及び実施記録の作成と公表

- (1) 市長等は市民の意見を総合的、多面的に検討し、市政に反映するよう努めなければならない
- (2) 市民参画手続を実施した際には、その記録を作成し、公表する

【項目の解説】

- ・市民に参画を求めた際には、実施するだけでなく、参画の結果を、市民に公表するとともに、有効な意見は市政に反映すべきである。
- ・参画の結果を誰もが見られるようにしておくことにより、議会提案前の市民間の合意の過程が明らかになっていく。

12 市民登録制度

- (1) 市長は、市民参画を推進するため、行政活動に関心と意欲を持つ市民を公募し、公募委員登録者として登録する
- (2) 市長は、登録者に審議会等の委員の公募その他市民参画に関する情報を積極的に提供する
- (3) **7 参画の方法** (6) インターネット・モニターとの統合について検討する

【項目の解説】

- ・市民参画に意欲のある市民に対し、登録制により市政情報を発信する制度を創設し、市民参画を推進する。
- ・市民参画推進条例を作成する際には、「8 参画の方法(6) インターネット・モニター」との統合を検討する必要がある。

13 推進評価機関

北本市自治基本条例審議会において市民参画の推進状況を審議する

【項目の解説】

- ・市民参画の推進については、北本市自治基本条例第26条に規定する北本市自治基本条例審議会が調査審議する。
- ・「6 市民参画推進計画」に基づき、各課において市民参画の推進が適切に行われているかを検証する。

14 条例の見直し

市長は、社会情勢及び市民参画手続の状況に応じてこの条例の見直しを行う

【項目の解説】

- ・北本市自治基本条例と同様に、条例の見直し規定を設けるべきである。

15 その他

条例制定後に的確に制度を運用するための窓口整備（窓口の一本化）

【項目の解説】

- ・高尚な理念のもとに制度だけを設けてもその運用が的確に行われなければ制度を整備する意味がない。
- ・情報発信、計画管理、評価を一体的に行えるよう、現在課を分散して行っている市民参画に関連する業務をひとつの窓口で掌握するよう事務分掌を見直す必要がある。

第4 まとめ

「市民主役のまちづくり」を掲げる北本市自治基本条例の理念に基づいたまちづくりを進めるため、市民が市政に参加する際のルールを定めるこの市民参画推進条例は、市民が個人としてできるまちづくりの手段を法制化するという意味では、大変重要度が高いものと考えています。

今後、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会は、この中間報告で、市民参画推進条例に関する研究を一区切りとし、次は、市民が参画という個人の活動から一步踏み出し、組織化して市民団体となってまちづくりを行う際の行政との関係を定める「協働」、「市民活動」の施策について研究を進めていくこととなります。

これまでの市民検討委員会の議論から、私たちは、市民、議会、行政が適切な役割分担のもとに、それぞれが自らの役割を果たしながら互いに連携してまちづくりを進めていくことが重要であることを確認しました。

その意味からも、この市民参画推進条例には、項目は設定していませんが、行政が市民参画を求める際には、併せて関係する市民団体にも情報を提供し、意見聴取する等の配慮が必要であると考えます。

私たち市民検討委員会と並行して、この問題に取り組んでいる庁内検討委員会及び庁内検討委員会作業部会が、この報告をもとに、今後条例案を作成する予定であることを伺っていますが、是非、条例案作成の際には、この報告を参考に、パブリック・コメント手続等多くの市民から意見を聞く機会を設けていただきたいと思います。

おわりに、どんなに崇高な条例や制度を構築したとしても、その運用が適切に行われなければ何の役にも立たないということを是非ご理解いただき、この条例が成立した際には、市民参画推進の窓口を一本化して、制度が適切に運用できるように配慮してください。

北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について
－北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告－

平成22年10月1日

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
事務局 北本市総合政策部協働推進課

北本市市民参画推進条例（案）

1 目的

北本市自治基本条例第18条第3項の規定に基づき、市民の参画に関し必要な事項を定め、その推進を図ることにより、住民自治によるまちづくりの進展に資することを目的とする

【項目の解説】

北本市市民参画推進条例は、北本市自治基本条例の理念の下にまちづくりを進めるために必要な条例として整備します。

この条例には、市民参画推進のために必要な事項を定めます。

市民の意見を反映した市政運営を行うために必要な制度等について定める条例です。

2 定義

- (1) この条例で使用する用語の意義は、北本市自治基本条例で使用している用語の意義を準用することを規定する
- (2) アンケート、ワークショップ、附属機関等、市民説明会等この条例で使用する用語のうち、解説が必要な用語を定義する

【項目の解説】

この条例は、北本市自治基本条例の理念の下に定める条例であることから、北本市自治基本条例の用語を準用し、この条例で新たに使用する用語のみを定義します。

3 基本原則

- (1) 市民と行政とが情報を共有する
- (2) 行政は、政策の企画立案時等できるだけ早い時期に市民参画を実施する
- (3) 行政は、市民の自主性を尊重し、市民参画の機会を保障する
- (4) 市民と行政とが相互の役割と責任を尊重して行う

【項目の解説】

行政が市民参画を実施する際には、市政情報を的確に、すべての市民に発信し、実施する時期は、政策の企画立案時等のできるだけ早い段階で実施することが効果的であると考えます。

また、市民参画は強制されるものではなく、また、すべての市民に平等に機会を提供する必要があります。

市民と行政が適切な役割分担と信頼関係のもとに、まちづくりを進める必要があると考えます。

4 市民の役割

- (1) 自らの行動と発言に責任を持つ
- (2) 北本市全体の利益となるよう留意する
- (3) 市民相互の自由な発言を尊重し、合意形成に努める

【項目の解説】

市民の役割は、北本市のまちづくりを担う一員として担うべき役割について規定しています。

北本市自治基本条例の「みんなでまちづくり」、「住民自治」の考え方を念頭にその役割を規定しました。

5 行政の役割

- (1) 情報共有のため、的確かつ迅速に市政情報を提供する
- (2) すべての市民に市民参画の機会を確保し、市民参画の拡充に努める
- (3) 市民の意向を把握し、施策への反映に努める

【項目の解説】

市民参画の推進に当たっては、基本原則にも規定している「情報の共有」を進めることが最重要であり、すべての市民が参画できる機会の確保と更なる市民参画の拡充を図る必要があります。

また、市民参画を実施した際には、そこで得られた市民の意向を市政に反映させるべき行政の努力義務を規定しました。

6-1 市民参画の対象

- (1) 北本市の基本構想、基本計画等基本的計画の策定または変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定または改廃
- (3) 市民に義務を課し、市民の権利を制限する条例の制定または改廃
- (4) 公共の用に供される大規模な施設の整備にかかる計画の策定または変更
- (5) 上記に記載するもののほか、特に市民参画の機会を確保することが必要と認められるもの

【項目の解説】

この項目では、行政が必ず市民参画を実施しなければならない対象事業を定めています。重要な施策や条例を定める際には必ず市民参画を実施することとしています。

市民検討委員会では、市民参画の対象に予算編成も位置づけることができないかを議論されましたが、現状では市民参画の対象とはせず、今後、市民参画の対象の見直しを図っていくべきとの報告を受けました。条例を見直す際の検討事項と考えています。

6-2 市民参画の適用除外事項

- (1) 定型的または経常的に行うもの
- (2) 軽易なもの
- (3) 緊急に行わなければならないもの
- (4) 行政内部の事務処理に関するもの
- (5) 法令の規定により実施の基準が定められているもの
- (6) 市税の賦課徴収その他金銭の賦課徴収に関するもの

【項目の解説】

この項目は、「6-1 市民参画の対象」となる業務のうち、例外として市民参画を実施しない業務を規定するものです。

市民参画になじまないもの、法令等の規定により実施しないもの、効率性や費用対効果の面から市民参画を行わない方が適当と判断されるものについては、市民参画を実施しないものとします。

6-3 市民参画を実施しない場合の理由の公表

行政は、市民参画を実施しない場合は、その理由を公表する

【項目の解説】

「6-1 市民参画の対象」となる業務のうち、「6-2 市民参画の適用除外事項」にあてはまらない業務で、市民参画を実施しない場合、行政は、市民参画を実施しない理由を公表しなければなりません。

7 市民参画の方法

- (1) 附属機関等（附属機関の委員及びこれに準ずるもの）
- (2) 市民説明会
- (3) アンケート
- (4) ワークショップ

【項目の解説】

市民参画の方法と題して、現在、北本市で実施している市民参画の制度を一覧化しました。

パブリック・コメント手続を市民参画の方法のひとつとして整理し、この条例の中に位置づけるという考え方もありますが、北本市では、北本市自治基本条例第20条で「パブリック・コメント手続に関し必要な事項については、別に条例で定める」と規定しているため、単独条例として別にパブリック・コメント手続条例を整備することにいたしました。

「(1) 附属機関等」については、北本市自治基本条例第19条において、委員の一部を公募により選任するよう努めるとした行政の努力義務が課せられており、別に北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱で、詳細な選任規準を定めています。

8 市民参画の実施

- (1) 上記「7 市民参画の方法」に記載するもののうち1つ以上を必ず実施する
- (2) 複数の手続を実施することが効果的と認められるときは、その手続を併用して実施する

【項目の解説】

この項目は、行政に対して、市政運営を行う際に市民参画を義務付ける重要な項目となります。

行政は、政策の企画立案時等できるだけ早い時期に「7 市民参画の方法」に記載されている市民参画の手法のうち1つ以上を必ず実施し、行政案を取りまとめ、議会に議案を提出する前に、その案を市民に公表し、最終的な市民の意見を求めるパブリック・コメント手続を実施することにより、市民の意向を反映した市政運営を行うよう努めます。

9 市民参画手続の公表

- (1) 担当窓口及び市政情報コーナーで閲覧できるものとする
- (2) 『広報きたもと』に掲載する
- (3) 北本市公式サイトに掲載する
- (4) その他有効な手段を使って広報に努める

【項目の解説】

この項目は、基本原則に掲げている情報の共有を担保するための項目です。

市民参画手続の公表については、担当課窓口と市政情報コーナーでの関係資料の閲覧のほか、市の広報紙及び北本市公式サイトに掲載します。

また、実施する事業の内容に応じた有効な手段を使って公表します。

10 出された意見の取扱い及び実施記録の作成と公表

- (1) 行政は、市民の意見を総合的、多面的に検討し、市政に反映するよう努める
- (2) 市民参画手続を行った際には、その記録を作成し、公表する

【項目の解説】

行政は、市民参画を実施した場合、ただ単に市民参画を実施したというだけでなく、市民参画の結果を、市民に公表するとともに、有効な意見を市政に反映させていく必要があります。

また、参画の実施結果を誰もが閲覧できるようにしておくことにより、合意形成の過程が明らかにされていくものと考えます。

11 市民説明会

- (1) 行政は、事業等の内容を市民に周知するとともに、複数の市民の意見を収集する必要があるときに市民説明会を開催する
- (2) 行政は、市民説明会を開催しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表する
 - ア 開催の日時及び場所
 - イ 事業等の案及びこれに関する資料
 - ウ 参加することができる者の範囲
 - エ その他市長等が必要と認める事項

【項目の解説】

市民説明会は、条例等で特に定めのない現在、事業の必要性に
応じて随時各課で要領等を定め、実施しています。

この項目は、市民説明会を実施する際の基準等を明らかにする
ものです。

実施の基準のほか、市民説明会を開催する際に、行政が公表す
べき内容等について規定しました。

12 アンケート

- (1) 市政に係る重要な施策または課題等について、多くの者を対
象とし、調査項目を設定して一定期間内に対象者から回答を得
ることが必要な場合に実施する
- (2) アンケートを実施する際には、その目的を明らかにし、回答
に必要な情報を併せて提供する

【項目の解説】

アンケートについても、現在は実施方法等に関する共通の定め
はありません。

北本市では、市民生活及び市政に関する市民の意見や要望を把
握し、市政運営の基礎資料を得るため、2年に一度「北本市市民
意識調査」を実施しているほか、各事業を実施する際に、必要に
応じて、アンケートを実施しています。

このアンケートも、市民が市政に対する意見を述べる機会であ
ることから、市民参画制度のひとつとして整理しました。

13 ワークショップ

- (1) 行政は、市民と行政が議論し、共同作業を行う中で、課題や問題点等の抽出・選択を行い、一定の合意形成を図る必要があるときは、ワークショップを開催する
- (2) ワorkshopを開催する場合の事前の公表等については、「11 市民説明会 (2)」を準用する
- (3) ワorkshopの規模、参加方法その他ワークショップの運営に関し必要な事項は、対象施策の内容に応じ、市長等がその効果的な運営が行われるよう配慮して定める

【項目の解説】

ワークショップについても、現在は条例等における定めはありませんが、各課において事業を推進する上で、必要に応じて要領等を定め、それに基づいて実施しています。

この項目において、ワークショップを開催する際の基準等を示しました。

また、ワークショップの開催にあたっては、「11 市民説明会」の規定を準用することとします。

14 市民政策提案制度

- (1) 市民は、10人以上の連署をもって政策の提案ができる
- (2) 行政は、提案事項の内容を検討し、提案に対する行政の考え方を代表者に通知する
- (3) (1)、(2)の内容を公表する
- (4) 手続きの進め方や様式については、別に規則で定める

【項目の解説】

市民政策提案制度は、「7 市民参画の方法」に記載する制度が、行政が主体的に市民の参画を求める制度であるのに対し、市民が自ら複数の市民間でその費用や事業実施の効果を協議及び検討し、合意の上で、広く北本市のまちづくりに寄与する事業として行政に企画提案できる制度です。

提案する際の様式や制度に関する詳しい内容については、別に規則で定めることとします。

15 市民登録制度

- (1) 行政は、市政に関心のある市民に対し、インターネットを使用して市民参画の情報を随時提供するため、市民登録制度を実施する
- (2) 行政は、登録した市民に対し、附属機関等の委員の募集をはじめとした市民参画の情報を適宜提供する
- (3) 登録した市民は、モニターとして調査及びアンケートに協力する
- (4) (1)、(2)の内容を公表する

【項目の解説】

市民登録制度は、あらかじめ登録した市民に行政が市民参画の情報を提供する制度です。

また、登録した市民は、モニターとして行政がインターネットを使って実施する調査やアンケートに協力することとします。

市民参画の情報は、「7 市民参画の方法」に規定している制度を実施する際にメールマガジンの形態で配信することを想定しています。

党制度は、現在実施しているインターネット・モニター制度の機能を拡充する形での実施を考えています。

16 市民参画手続の実施予定及び実施状況の公表

- (1) 市長は、その年度における市民参画の予定を取りまとめ、これを公表する
- (2) 市長は、前年度における市民参画の実施状況を取りまとめ公表する

【項目の解説】

市長は、年度毎の市民参画の予定表を作成し、公表するとともに、翌年度にはその実施状況を公表して、評価に基づいた改善を行うことにより、市民参画を推進していきます。

17 北本市市民参画推進審議会

市長の附属機関として、北本市市民参画推進審議会を設置し、市民参画の推進状況を審議する

【項目の解説】

市民参画の推進について、新たに北本市市民参画推進審議会を設置し、市民参画の推進状況について審議することとします。

当審議会が、「16 市民参画手続の実施予定及び実施状況の公表」に基づき、市民参画の適切な推進について検証し、市長に意見具申することになります。

18 条例の見直し

市長は、社会情勢及び市民参画手続の状況に応じてこの条例の見直しを行う

【項目の解説】

北本市自治基本条例と同様に、条例の見直し規定を設けます。
この条例の運用状況、効果等について検証し、必要に応じて見直しを行うこととします。

19 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める

【項目の解説】

市民政策提案制度、市民登録制度等、制度の詳細や様式等については、施行規則で定めます。

20 附則

- (1) 条例の施行期日は、平成23年10月1日とする
- (2) 「北本市執行機関の附属機関に関する条例」の別表第1中に、「北本市市民参画推進審議会」を加え、同審議会の設置について規定する
- (3) 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の別表中に「北本市市民参画推進審議会委員」及び「月額5,600円」を加える

【項目の解説】

市民参画推進条例の施行日は、周知期間を6ヶ月程度確保し、平成23年10月1日とします。

また、市長の附属機関として「17 北本市市民参画推進審議会」を設置することから、併せて関連条例の一部改正を行います。

北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について

平成23年7月28日
北本市協働推進等庁内検討委員会

北本市協働推進等庁内検討委員会では、平成22年4月に施行された「北本市自治基本条例」及び「北本市市民と行政との協働推進計画」をもとに、これまでの市民活動団体と行政との関係等について議論し、以下のとおり、北本市協働推進条例制定の基本的な考え方をまとめました。

なお、この基本的な考え方の中には、市民活動支援の施策に関連する事項を含めていますが、協働推進条例に市民活動支援の施策を含むべきか否かについては、広く市民と協議する中で決定すべき事項としました。

1 協働事業の効果予測

市民団体との協働事業を実施する際、協働になじむ事業か検討する必要があります。市民と行政とが協働する意義は、両者が相互に理解し、対等な立場で共通の目標に向け協力することによって、より高い事業効果の創出を期待するものです。

2 協働事業の評価

市民団体と実施した協働事業の成果を評価し、広く市民に公表していく必要があります。そのことが、団体にとってさらなる市民活動推進の原動力となるものと考えます。

また、事業評価制度を確立するためには、各事業を評価するための基準（評価指標）を明確にしておく必要があります。

3 協働する期間の設定

協働事業を始める際には、市民団体と行政とで共に事業に取り組む期間を設定しておくことも必要です。事業ごとに協働の期限を区切り、事業終了後に事業評価をもとに両者でよく協働事業の結果を議論し、次の協働事業に反映できるよう改善策を講じていく必要があります。

それは、年数がたつにつれ、構成員や組織が置かれる環境や政策等に様々な変化が生じてくるため、それに対処するためにも期間の設定を条件としておく必要があるからです。

4 相互理解と目的の共有化

両者が同じ方向を見ているからこそ、協働の成果が生まれるものと考えます。市民団体と行政がそれぞれお互いを理解しあい、共通の目標に向けて協力する必要があります。

5 情報の公開と発信

個人情報等非公開とすべきもの以外の情報は、行政が主体的に情報発信し、情報を共有して市民が的確な判断を得られるように工夫していかなければなりません。

6 協定の締結と役割分担

性格も特性も異なる市民団体と行政が協働するためには、両者の役割分担を明らかにするとともに、その取り決めに文書等により誰もが見える形で表しておく必要があります。

そのためには、協働事業の実施にあたって、協働の原則に基づき、市民団体と行政の間で事業に関する目的や内容、役割分担を定めた「協定書」等を締結することが望ましいと考えます。

7 市民の主体的な活動を支援

市民活動支援の姿は、市民が望む目標に市民が主体的に取り組めるように支援するものと考えます。

8 事業補助

補助金は、事業ごとにその実施効果を評価・検討し、補助するものであるため、補助金の見直しは事業評価に基づいて進めていく必要があります。

9 市民活動団体の自立

市民活動として、市民が主体的に取り組む活動にあっては、会計等団体の事務管理も団体自身で担うことが基本です。

しかしながら、行政が団体の立ち上げを後押ししてきた市民活動団体もあることから、今後は、団体が自立できるよう支援することも必要です。

北本市協働推進条例に位置づけるべき 項目について

- 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議報告 —

平成23年10月1日

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

第1 はじめに

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会は、これまでに、北本市自治基本条例第18条第3項に規定する「市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定める条例」の制定に向けた研究を進め、平成22年10月には、市民参画の推進に関する検討事項をまとめて「北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について～北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告」を市長に提出しました。

一方、北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会は、同報告を受けて、北本市市民参画推進条例（案）の検討を行いました。

その後は、市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項として、協働推進条例と市民公益活動促進施策に関する事項についてそれぞれ検討を進めてきましたが、協働推進は、市民と行政が対等の立場で共通の目標に向かって協力するという性格のものであることから、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議を開催し、具体的な項目の検討を進めることとしました。

合同会議は、平成23年7月に北本市協働推進等庁内検討委員会から示された「北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について」に基づき、また、作業部会が行った神奈川県大和市の視察内容等を参考にして、北本市協働推進条例に位置づけるべき具体的な項目の検討を行いました。

この報告書は、平成23年8月と9月の2ヶ月の間に計5回開催した合同会議の討議資料および討論内容をまとめたものです。

今回の合同会議を開催した目的は以下の3点にあります。

- 1 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目の抽出
- 2 市民委員と行政職員との協働の実践
- 3 協働作業を実施することによる市民委員、行政職員各々の人的ネットワークの拡大

この報告書に示した「北本市協働推進条例に位置づけるべき項目」を最大限に尊重し、庁内の意見調整を十分に行ったうえで条例案を作成されることを望みます。

平成23年10月1日

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

第2 合同会議の経過

第20回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会**第14回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会**

平成23年8月8日(月曜日)午後1時30分から午後3時
文化センター第5会議室

- ・北本市協働推進条例の基本的な考え方について
- ・北本市における市民活動支援の現状について

【参加委員】市民検討委員9名 作業部会部員9名 【傍聴者】1名

第21回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会**第15回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会**

平成23年8月17日(水曜日)午前9時30分から午前11時30分
北本市コミュニティセンターコミュニティ集会室

- ・北本市における市民活動支援の現状について
- ・北本市における協働推進と市民活動支援の区分について

【参加委員】市民検討委員8名 作業部会部員8名 【傍聴者】1名

第22回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会**第16回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会**

平成23年8月31日(水曜日)午前9時50分から午前11時45分
文化センター第4会議室

- ・北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について1

【参加委員】市民検討委員9名 作業部会部員6名 【傍聴者】1名

第23回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会**第17回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会**

平成23年9月5日(月曜日)午後1時30分から午後3時30分
文化センター第3研修室

- ・北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について2

【参加委員】市民検討委員9名 作業部会部員7名 【傍聴者】1名

第24回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会**第18回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会**

平成23年9月12日(月曜日)午前9時30分から午前11時30分
文化センター第2研修室

- ・北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について3

【参加委員】市民検討委員7名 作業部会部員7名 【傍聴者】1名

第3 合同会議で決定した事項

1 協働推進と市民公益活動は分離して整理すること

北本市自治基本条例では、**資料3**の図1に示すように、公共活動を市民参画、協働推進、市民公益活動に分類していることから、北本市自治基本条例のもとに整備する条例及び制度も、同様に分類され、整備されるべきものとした。

2 市民公益活動支援コーナーのあり方について

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会及び北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議では、2回目の合同会議で、北本市コミュニティセンター内に設置されている北本市市民公益活動支援コーナーを見学し、事務局から設置から現在までの経過説明を受け、支援コーナーの現状分析を行うとともに、今後の支援コーナーのあり方についても討論した。

討論の結果、現支援コーナーを存続させるよりも、駅連絡通路や文化センターなど、市民が多く集まる場所に市民活動団体の掲示板を設け、市役所に専門の相談窓口を開設するなどして、より効果的に市民の公益活動支援を進めるべきであるという結論を得た。

当コーナーは、市民公益活動支援センター設置までの間の暫定的措置として開設されているものであるが、現段階では、当コーナーを廃止しても特段問題は生じないとの見解である。

3 市民公益活動支援センターの整備について

北本市市民公益活動支援センターの整備については、北本市総合振興計画及び北本市市民と行政との協働推進計画に位置付けられてはいるものの、現在の厳しい財政状況からは、その整備の早期実現は難しいものと思われる。

全国の地方公共団体で市民との協働を推進する動きが加速した初期段階には、協働を推進するためには市民活動支援センターの整備が必須との考えが一般的であったようだが、現在は、支援センターをオープンしても来場者が少ないなどの事例も出ているようである。それは、支援センターで実施している支援メニューと市民団体の求めるそれとの間にミスマッチが生じているためと思われる。

当市の場合、近隣の伊奈町にボランティア、NPOの活動を支援する市民活動サポートセンター（埼玉県が運営する県民活動総合センター内）が設置されていることから、自前で支援センターを整備せずとも十分にその役割を果たしているものと考えられる。もちろん、市民公益活動支援センター

が整備されることが望ましいが、当面は、市民活動支援担当の充実を図り、相談窓口の整備とともに、的確に情報を発信できる体制を整備するよう努めるべきである。

第4 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目

1 目的

北本市自治基本条例第18条第3項に規定する市民と市との協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定め、その推進を図ることにより、住民自治によるまちづくりの進展に資することを目的とする

解説

北本市協働推進条例は、北本市におけるまちづくりの理念と基本原則を示した北本市自治基本条例のもとに、みんなでまちづくりを進める際に必要なルール等を定めるものです。

したがって、条例を制定する目的は、北本市自治基本条例の制定目的と同様のものとなります。

2 定義

- (1) 北本市自治基本条例第3条に規定する用語を準用する
- (2) 協働推進に関する特定の用語として以下の用語を定義する
 - ア 「市民公益活動」 市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益をはじめとする、広く社会全般の利益の増進に寄与することを目的とする活動
 - イ 「市民公益活動団体」 市民公益活動を行うことを主たる目的とし、継続性を有する団体
 - ウ 「協働事業」 市民、事業者、コミュニティ、市民公益活動団体及び市長等がお互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業

解説

北本市自治基本条例第3条では、「市民」、「事業者」、「市」、「市長等」、「参画」、「協働」をそれぞれ定義しています。

北本市協働推進条例は、北本市自治基本条例を根拠に定める条例であるため、条例中に使用する用語は、北本市自治基本条例で使用する用語を準用することとし、北本市自治基本条例に規定の無い「市民公益活動」、「市民公益活動団体」、「協働事業」についてのみ定義することとします。

「市民公益活動団体」は、公益活動を行う団体とし、特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）に規定する特定非営利活動法人（NPO法人）や任意団体であるボランティア団体等を指します。あくまでも公益活動を目的に継続的に活動をしていることが条件であり、ボランティアに限らず、収益事業を行っているか否かは問いません。

また、「協働事業」は、対等の立場で、共通の目標に向かって、お互いの提案に基づいて協力して実施する事業とするため、市の事業として現在、事業者や市民活動団体が実施している指定管理事業や、委託事業はこれに含まないこととします。

ただし、現在実施している委託事業は今後、協働事業に取り込めないか見直していく必要があります。

3 基本原則

市民、事業者、コミュニティ、市民公益活動団体及び市長等は、次に掲げる基本原則に基づき、協働によるまちづくりの推進に努める

- (1) 相互に自主性及び自立性を尊重し、多様な協働の形態により、単独では成し得ない効果をあげる
- (2) それぞれの役割と責任を明確にし、相互理解を深めるとともに、目的を共有して、対等の立場で連携及び協力する
- (3) 公正性及び透明性を確保し、相互に情報を提供し合うことにより、協働のまちづくりに必要な情報を共有する

解説

この条例を制定する最終目的は、住民自治の確立にあります。多様な主体が、地域の課題解決に向け、協力して取り組むことにより、市民、あるいは行政が単独で事業を実施するよりもより効果が上がることを前提に協働を進めるべきであるということが北本市市民参画推進条例等市民検討委員会と北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会との合同会議で確認されました。

4 市民の役割

- (1) まちづくりの主役であり、自らが公共の担い手となりうることを自覚する
- (2) 積極的にまちづくりに参加するよう努める

解説

まちづくりの主役としての市民の役割を規定しています。

ここでいう市民とは、北本市自治基本条例第3条第1項第1号に規定する「市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内で事業活動を行う事業者」を指します。

5 事業者の役割

社会貢献活動を通じ、まちづくりへ参加するよう努める

解説

北本市自治基本条例では、第3条で「事業者」は「市民」に含まれることを規定しています。

したがって、事業者は、ここに規定する『5 事業者の役割』のほか、『4 市民の役割』も負うこととなります。

6 コミュニティの役割

- (1) 地域課題の解決に向け、自主的に取り組む
- (2) 情報発信を行い、開かれた組織運営に努める

解説

市民団体は、[自治会]や[地域コミュニティ委員会]を指す「コミュニティ（地域コミュニティ）」とNPO法人やボランティアグループを指す「市民公益活動団体（テーマコミュニティ）」とに区分できます。

北本市自治基本条例でも市の市民活動に対する支援を第22条と第23条に分けて規定しているように、協働推進条例も協働の相手としての市民団体を、「コミュニティ」と「市民公益活動団体」とに分けて規定すべきと考えます。

ここでは、[自治会]や[地域コミュニティ委員会]をはじめとする「コミュニティ」の役割を規定しています。

北本市では、111の[自治会]が市域全体をカバーし、その連合体としての[北本市自治会連合会]が組織されるとともに、[自治会]とは別に、市域を8つに分けた[地域コミュニティ委員会]がそれぞれ組織され、[自治会]、[地域コミュニティ委員会]、社会福祉協議会の地域支部等地縁団体が相互に密接な関係を持ちながら、市民主体のまちづくりが進められています。

開かれた組織運営とは、限られた人たちだけで組織が運営されるのではなく、団体の情報を常にオープンにし、その地域に住むより多くの人々がまちづくりに参加できるよう組織運営に努めて欲しいという意味が込められています。

7 市民公益活動団体の役割

- (1) 当該団体が持つ社会的使命を自覚する
- (2) 団体の活動目的、運営及び活動内容に関する情報を公開する

解説

より多くの市民に団体の活動の必要性を理解してもらい、また、その活動に賛同してもらうためにも市民公益活動団体は、あらゆる情報を公開するよう努めるべきという考え方からこの規定を設けました。

ここでいう「市民公益活動団体」は、市との協働事業を実施することを可能とする団体とし、条例とは別に団体の市への登録制度を設けるべきであると考えます。

8 市長等の役割

- (1) 協働によるまちづくりを推進するための環境づくりに努める
- (2) 市民、事業者、コミュニティ及び市民公益活動団体との協働事業を行うために必要な措置を講じる
- (3) 必要な情報の公開を積極的に行う
- (4) 職員の協働に関する意識の高揚を図る

解説

北本市自治基本条例では、第3条第1項第4号で「市長等」を「市長その他の執行機関」と規定しています。

「その他の執行機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価委員会、農業委員会、公平委員会を指します。

協働事業を行うために必要な措置とは、市長等が行う団体への直接的な支援や連携のために必要な取組み等を指します。

9 協働事業協定書の締結

協働事業を行う際には、協定書を締結し、相互の役割分担や協働する期間についての協議事項を明らかにしておく

解説

異なる主体が、協働で事業を実施するにあたっては、両者の役割分担や、共に取り組む期限を事前に協議・調整し、合意した内容を協定書のかたちで明らかにしておくことが必要です。

また、常に事業の進捗状況を確認し、事業実施の際に生じた問題は、速やかに両者で協議し、解決にあたる必要があります。

協働事業は、公務でもあるため、締結した協定書も公開することが原則となります。

10 協働事業計画の策定・公表及び協働事業の実績報告

市長は、年度当初に当年度の協働事業計画を公表するとともに、前年度の協働事業の成果を公表する

解説

北本市自治基本条例では、政策の企画立案、実施及び評価の各過程への市民の参画が必要であると規定しています。

そのため、事業実施前に協働事業の予定を公開し、事業実施後には評価を行い、その結果を公表する必要があります。

協働事業も、PDCAサイクルのもとに絶えず事業の見直しを図っていく必要があります。

11 協働事業提案制度

- (1) 市民、事業者、コミュニティ及び市民公益活動団体は、市長に協働事業を提案することができる
- (2) 提案事業の実施方法については別に定める

解説

協働事業提案制度は、より多くの市民に主体的にまちづくりを考えてもらうための取組みのひとつとして、新たに設ける制度です。

そのため、制度設計にあたっては、より多くの行政職員がこれに関わり、協働事業を実施する際の障害や問題を想定し、それを除去したうえで、制度を創設する必要があります。

また、各部署の連携を強化し、提案に対する事前相談等が的確に行える体制も整備しておく必要があります。

さらに、より多くの市民活動団体が、協働事業を提案できるよう、情報発信のしかたも工夫する必要があります。

12 協働推進審議会（推進評価機関）の設置

- (1) 北本市協働推進審議会を設置し、協働推進条例に規定する事項を審議する
- (2) 市長等は、審議会に協働事業計画の策定及び協働事業の実績を報告する
- (3) 市長は、協働事業提案制度による提案事業の実施可否について審議会に諮問する
- (4) 審議会は、当条例の見直しについて調査及び審議する

解説

協働の推進にあたり、事業実施前の公表と事業実施後の評価が必要なことは、『10 協働事業計画の策定・公表及び協働事業の実績報告』に規定しましたが、事業を実施した当事者間の評価のみならず、第三者による評価とその結果の公表も必要と考えました。

神奈川県大和市では、協働事業提案制度で、協働事業の実施の可否を決定する際に、第三者機関に諮問しています。

当市でも、協働事業の採択の際に市民参画を取り入れるため、審議会委員が審査に加わる制度を構築すべきと考えます。

北本市協働推進審議会は、市民と市との協働によるまちづくりが、北本市協働推進条例の規定事項に沿って進められているか否かをチェックする機関として設置します。

13 条例の見直し

この条例を社会、経済情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証し、見直しを行う

解説

北本市自治基本条例にも、条例の見直しの規定を設けているとおり、当条例は、国の法律等から直接影響を受けない北本市独自の条例であるため、社会の変化や経済情勢に変化が生じた際には、検証や見直しが必要です。

14 委任

北本市協働推進条例に記載する制度の詳細については、別に定める

解説

「市民公益活動団体」の登録制度の内容等、この条例の施行に必要な事項は、別に規則等で定めることとします。

第5 北本市協働推進条例を制定する際の課題及び検討すべき事項

合同会議で議論した内容のうち、北本市協働推進条例に位置づけるべき項目としては整理できない事項で、今後、行政内部で検討及び推進すべき課題等について、以下の4点をまとめました。

- 1 自治会、地域コミュニティ委員会等コミュニティと市との関係を整理し、市民にわかりやすく説明すること【最重要課題】

合同会議で話し合ったこと

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会と北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会の合同会議では、市民と市との協働を推進するためには、市が具体的な協働事業の内容を広く市民に公開し、市の協働の相手となる団体と市との関係を明らかにしておく必要があることを確認しました。

そのため、古くから市と密接な関係にある〔自治会〕、〔地域コミュニティ委員会〕と市長等との関係を明らかにし、コミュニティと協働する根拠を広く市民に示す必要があると考えます。

特に、〔北本市コミュニティ協議会〕とそのもとに組織されている8つの〔地域コミュニティ委員会〕は、北本市独自のコミュニティであり、北本市の大きな特徴にもなっていますが、〔市長等〕、〔自治会〕、〔地域コミュニティ委員会〕、その他の団体との相互の関係性は、関係者にもとてもわかりづらいものとなっています。

この問題を解消するため、まず、行政内部で、〔市長等〕と〔自治会〕、〔市長等〕と〔地域コミュニティ委員会〕との関係を整理した上で、さらにコミュニティ関係者間でも協議の機会を持ち、すべての市民に団体の相互関係が理解されるようにしていく必要があります。

- 2 市民公益活動団体の登録制度を設けること

合同会議で話し合ったこと

市の協働の相手となりうる市民公益活動団体は、協働事業のほか、公益事業を実施するため、団体の活動理念、活動内容と実績、年間収支等を広く公開して、市民から支持される団体になるよう努めるべきです。

そのため、市に構成員や活動内容、会計等団体の情報を届け出る「市民公益活動団体登録制度」を設けることを提案します。

この登録制度を設けることによって、市が団体から協働事業の提案を受ける際に、協働の相手としてふさわしい団体であるかを判断するひとつの基準とすることができず。

また、具体的な協働事業の実績を市の公式サイトや広報きたもとに掲載する等、団体

の事業実績を市民に公開することによって、協働事業のイメージが定着し、事業提案の増加にも繋がっていくものと考えます。

- 3 協働事業提案制度等、従来の行政事務には想定されていない新たな制度を創設することになるため、条例施行に併せ、適正な事務、窓口体制を整備して新制度を発足させること

合同会議で話し合ったこと

北本市市民参画推進条例（案）が、これまでの北本市における参画の手法を整理し、かつ新たに参画を進めるための制度を規定しているように、北本市協働推進条例もこれまでの市の協働の取組みを整理して、協働の際のルールとしてまとめ、協働を推進するための新たな制度を付加すべきと考えます。

そのため、市民公益活動や協働事業の提案等、具体的な相談ができる窓口の整備と、提案を事業実施に結び付けていく庁内の連携体制、つまり、各課と団体をつなぐ役割を持つ部署を整えて条例を施行することが必要です。

- 4 市民公益活動団体と行政とが意見交換、情報交換する（仮称）協働推進会議の開催を検討すること

合同会議で話し合ったこと

協働推進の第一歩は、まずお互いをよく知ることです。各団体はどのような考えを持っているのか、それに対する市の考え方はどうなのかを意見交換を行うなかで、理解しあい、良好な関係を構築していくことが重要だと思います。そのため、市民検討委員会は、「（仮称）協働推進会議」の開催を提案します。

<参考>

会議配布資料（抜粋）

- 資料1 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員名簿
- 資料2 北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会部員名簿
- 資料3 「参画」・「協働」・「市民活動」の分類図、条例検討体制図
- 資料4 北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について
- 資料5 大和市協働事業提案制度実施の流れ
- 資料6 大和市協働事業提案制度の種類
- 資料7 北本市コミュニティ協議会組織図

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員名簿

◆第1号委員（コミュニティ活動団体関係者）2名

NO	氏名	推薦団体
1	かとう のぶとし 加藤 信利	北本市自治会連合会（団体推薦）
2	すとう ぜんじろう 須藤 善次郎	北本市コミュニティ協議会（団体推薦）

◆第2号委員（市民活動団体関係者）2名

NO	氏名	備考
1	たかはし ようこ 高橋 よう子	北本市ボランティア連絡会（団体推薦）
2	こが としお 古賀 としお	市民会議等（北本市ごみ減量等推進市民会議）

◆第3号委員（市内で事業活動を行う者又は市内で働く者）2名

NO	氏名	備考
1	みやぎ まし 宮城 仁	北本市商工会（団体推薦）
2	あきよし のりこ 秋吉 のりこ	北本市社会福祉協議会（団体推薦）

◆第4号委員（公募による市民）2名

NO	氏名	備考
1	せきやま くにたか 関山 邦孝	公募市民
2	やざわ たくお 矢澤 拓夫	公募市民

◆第5号委員（知識経験者）1名

NO	氏名	備考
1	かわい ひろのぶ 河井 宏暢	元北本市自治基本条例制定研究懇話会委員

北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会部員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
秘書広報課	主 幹	浦 直樹	副部長
政策推進課	主 任	大森 国英	
協働推進課	課 長	原島 敏一	部長
財 政 課	主 査	津田 実	
総 務 課	主 事	矢ノ川直登	
税 務 課	主 査	加藤千鶴子	副部長
くらし安全課	主 幹	新井 貞男	
産業観光課	主事補	福島みゆき	
福 祉 課	主 幹	関根 孝明	
都市計画課	主 査	橋本 保	
生涯学習課	主 任	安藤 裕也	

「参画」・「協働」・「市民活動」の分類図、条例検討体制図
 図1 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民活動支援」の関係
 公共事業 公益事業

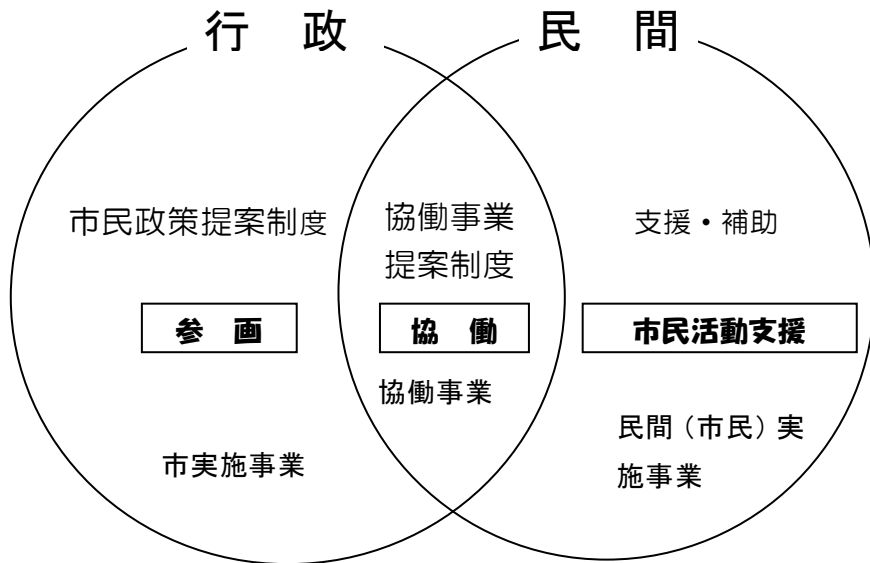
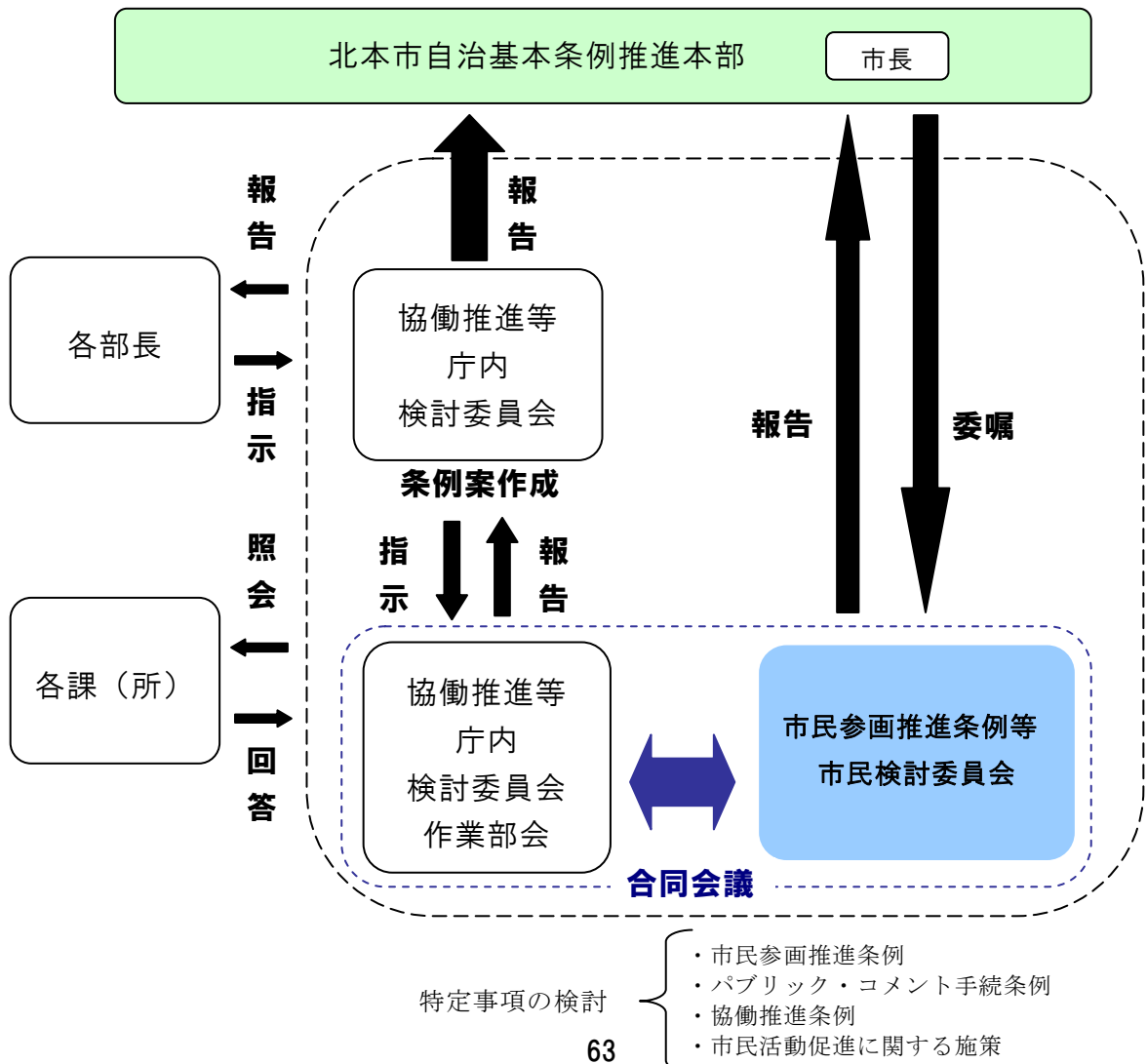


図2 北本市自治基本条例に規定する3つの整備が必要な条例と市民公益活動支援施策の検討体制



北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について **資料4**

平成23年7月28日
北本市協働推進等庁内検討委員会

北本市協働推進等庁内検討委員会では、平成22年4月に施行された「北本市自治基本条例」及び「北本市市民と行政との協働推進計画」をもとに、これまでの市民活動団体と行政との関係等について議論し、以下のとおり、北本市協働推進条例制定の基本的な考え方をまとめました。

なお、この基本的な考え方の中には、市民活動支援の施策に関連する事項を含めていますが、協働推進条例に市民活動支援の施策を含むべきか否かについては、広く市民と協議する中で決定すべき事項としました。

1 協働事業の効果予測

市民団体との協働事業を実施する際、協働になじむ事業か検討する必要があります。市民と行政とが協働する意義は、両者が相互に理解し、対等な立場で共通の目標に向け協力することによって、より高い事業効果の創出を期待するものです。

2 協働事業の評価

市民団体と実施した協働事業の成果を評価し、広く市民に公表していく必要があります。そのことが、団体にとってさらなる市民活動推進の原動力となるものと考えます。

また、事業評価制度を確立するためには、各事業を評価するための基準（評価指標）を明確にしておく必要があります。

3 協働する期間の設定

協働事業を始める際には、市民団体と行政とで共に事業に取り組む期間を設定しておくことも必要です。事業ごとに協働の期限を区切り、事業終了後に事業評価をもとに両者でよく協働事業の結果を議論し、次の協働事業に反映できるよう改善策を講じていく必要があります。

それは、年数がたつにつれ、構成員や組織が置かれる環境や政策等に様々な変化が生じてくるため、それに対処するためにも期間の設定を条件としておく必要があるからです。

4 相互理解と目的の共有化

両者が同じ方向を見ているからこそ、協働の成果が生まれるものと考えます。市民団体と行政がそれぞれお互いを理解しあい、共通の目標に向けて協力する必要があります。

5 情報の公開と発信

個人情報等非公開とすべきもの以外の情報は、行政が主体的に情報発信し、情報を共有して市民が的確な判断を得られるように工夫していかなければなりません。

6 協定の締結と役割分担

性格も特性も異なる市民団体と行政が協働するためには、両者の役割分担を明らかにするとともに、その取り決めを文書等により誰もが見える形で表しておく必要があります。

そのためには、協働事業の実施にあたって、協働の原則に基づき、市民団体と行政の間で事業に関する目的や内容、役割分担を定めた「協定書」等を締結することが望ましいと考えます。

7 市民の主体的な活動を支援

市民活動支援の姿は、市民が望む目標に市民が主体的に取り組めるように支援するものと考えます。

8 事業補助

補助金は、事業ごとにその実施効果を評価・検討し、補助するものであるため、補助金の見直しは事業評価に基づいて進めていく必要があります。

9 市民活動団体の自立

市民活動として、市民が主体的に取り組む活動にあっては、会計等団体の事務管理も団体自身で担うことが基本です。

しかしながら、行政が団体の立ち上げを後押ししてきた市民活動団体もあることから、今後は、団体が自立できるよう支援することも必要です。

「平成 23 年度大和市協働事業
等提案制度募集要領」より

資料4

資料5

神奈川県大和市における協働事業提案制度の分類

(1) 市民提案型協働事業提案

市民等が自由に課題を設定し、市との協働による解決策の提案

(2) 行政提案型協働事業提案

市が課題を設定し、その解決にあたり市との協働による解決策の提案

(3) 行政提案応募型協働事業提案

市が課題と解決策の事業案を設定し、事業案に賛同し、参画を表明する提案

北本市協働推進条例（案）

1 目的

北本市自治基本条例第18条第3項の規定に基づき、市民と市との協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定める

【項目の解説】

北本市協働推進条例は、北本市におけるまちづくりの理念と基本原則を示した北本市自治基本条例のもとに、市民と行政とが協働して事業を進める際に必要となるルール等を定めるものです。

北本市自治基本条例では「市」を「行政」及び「議会」の両者を表す用語として定義していますが、北本市協働推進条例ではあくまでも市民と行政との協働のルールを定めるものとし、市民と議会との協働、市民同士の協働については扱わないこととします。

2 定義

- (1) この条例では、北本市自治基本条例第3条に規定する用語を準用する
- (2) 協働推進に関する特定の用語として以下の用語を新たに定義する
 - ア 「コミュニティ活動」 一定の地域に住む市民が、共通の利益の促進のために、地縁を基礎として自主的かつ自発的に行う活動
 - イ 「コミュニティ活動団体」 コミュニティ活動を継続的に行う団体
 - ウ 「市民公益活動」 不特定かつ多数のものの利益をはじめとする、社会全般の利益の増進に寄与することを目的とする活動で、市民が自主的かつ自発的に行う活動
 - エ 「市民公益活動団体」 市民公益活動を継続的に行う団体
 - オ 「協働事業」 市民、コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体（以下、「市民等」という。）と市長等が対等の立場で共通の目標に向けて協力して実施する、社会に貢献する事業

【項目の解説】

北本市自治基本条例第3条には、「市民」、「事業者」、「市」、「市長等」、「参画」及び「協働」の各用語が定義されています。

＜参考：北本市自治基本条例第3条＞

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。
- (4) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (5) 参画 市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加することをいう。
- (6) 協働 対等の立場で共通の目標に向けて協力することをいう。

北本市協働推進条例は、北本市自治基本条例第18条第3項の規定を根拠に定める条例であるため、この条例中に使用する用語は、北本市自治基本条例で使用する用語を準用することとし、北本市自治基本条例には定義されていない「コミュニティ活動」、「コミュニティ活動団体」、「市民公益活動」、「市民公益活動団体」及び「協働事業」を新たに定義します。

公益的な活動を行う市民団体は、[自治会]や[地域コミュニティ委員会]など地域の結びつきによる「コミュニティ活動団体」と特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）に規定される特定非営利活動法人（NPO法人）や任意団体であるボランティア団体等、特定のテーマで結びついた「市民公益活動団体」とに区分できます。

「市民公益活動団体」は、公益活動を行う非営利（利益配分を行わない）の市民団体であり、その団体が収益事業を行っているか否かは問いません。

また、「協働事業」は、「市民等（市民、コミュニティ活動団体、市民公益活動団体）と市長等が対等の立場で共通の目標に向かって協力して実施する、社会に貢献する事業」と定義するため、市長等の事業として事業者や市民団体が実施する「指定管理事業」や、「委託事業」は「協働事業」に含まないこととします。

3 基本原則

市民等及び市長等は、次に掲げる基本原則に基づき、協働によるまちづくりの推進に努める

(1) (相互理解)

市民等と市長等は、互いの特性を理解し、互いに自主性及び自発性を尊重する

(2) (相乗効果)

市民等と市長等は、単独では成し得ない効果をあげることを目指して協働する

(3) (応分の責任)

市民等と市長等は、互いに役割を分担し、応分の責任を明確にする

(4) (公正性・透明性)

市民等と市長等は、協働事業に関する各過程において公正性と透明性を確保する

【項目の解説】

協働事業を行う際に市民等と市長等とが共有すべき事項として、4つの原則を掲げました。

個人としての市民、コミュニティ活動団体、市民公益活動団体、事業者等、多様な主体と市長等とが地域の課題解決に向け協力して取り組むことにより、市民等あるいは市長等が単独で実施する場合よりも高い効果があがることを目指し、協働事業を実施することとします。

4 市民等の役割

市民等は、基本原則に基づき、自らが公共の担い手となりうることを自覚し、協働のまちづくりに積極的に参加するよう努めるものとする

- (1) コミュニティ活動団体は、地縁による信頼関係及び各地域の特性を活かし、地域課題の解決に向け、協働のまちづくりに積極的に参加するよう努める
- (2) 市民公益活動団体は、その専門性及び先駆性を活かし、当該団体が持つ活動目的の達成に向け、協働のまちづくりに積極的に参加するよう努める
- (3) 事業者は、社会貢献活動を通じ、協働のまちづくりに積極的に参加するよう努める

【項目の解説】

協働事業を行う際の市民等の役割を規定しています。

冒頭に記載した市民等の役割は「個人としての市民」、「コミュニティ活動団体」、「市民公益活動団体」、「事業者」全員が担う役割です。

「コミュニティ活動団体」は、『2 定義』のとおり、[自治会]及び[地域コミュニティ委員会]等を指します。

北本市では、現在111の[自治会]が市域全体を網羅し、その連合体としての[北本市自治会連合会]が組織されるとともに、[自治会]とは別に、市域を8圏域に分けたそれぞれの地域で[地域コミュニティ委員会]が組織され、[自治会]、[地域コミュニティ委員会]と他のさまざまな市民団体とが相互に密接な関係を保ちながら、市民主体のまちづくりが進められています。

「コミュニティ活動団体」には、地縁を基礎に永年に渡り築きあげてきた信頼関係及び個々の地域の特性を活かし、地域課題の解決に向け、協働事業に積極的に取り組むことが期待されます。

「市民公益活動団体」はその専門性、先駆性等を活かし、それぞれの団体が持つ活動目的の達成に向け、積極的に協働事業に取り組むことが期待されます。

「事業者」は北本市のまちづくりに欠かせない存在です。そのため、積極的に協働のまちづくりに参加することを努力義務としました。

5 市長等の役割

- (1) 市長等は、基本原則に基づき、市民等との協働事業を行うために必要な措置を講じる
- (2) 市長等は、市民等との協働に関し、職員の意識の高揚を図る

【項目の解説】

北本市自治基本条例第3条第1項第4号で、「市長等」は「市長その他の執行機関をいう」と定義されています。

「その他の執行機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会、公平委員会を指します。

そのため、北本市自治基本条例及び当条例の「市長等」は、一般的な用語では「行政」にあたるものです。

「市民等との協働事業を行うために必要な措置」には、協働事業提案のための相談窓口の整備、庁内の連携体制の確立、また、現在実施している委託事業を今後、協働事業として新たに取り組めないか見直していくことや、協働事業を実施する際の予算措置等があげられます。

また、協働事業を実施するためには行政職員の意識改革が欠かせないため、「職員の意識の高揚」も市長等の役割のひとつとしました。

6 協働事業提案制度

- (1) 市長は、市民等又は市長等が双方から協働事業を提案できる制度を設ける
- (2) 協働事業提案制度の具体的な運用方法等については、別に定める

【項目の解説】

協働事業提案制度は、より多くの市民に主体的にまちづくりを考えてもらうための取組みのひとつとして新たに設ける制度です。また、市民等あるいは市長等が単独で解決することが難しい地域課題を両者が協力して解決するためにも有効な制度です。

提案については、「市民等が、市長等との協働による事業を市長等に提案するケース」や「市長等があらかじめ課題を提示し、市民等がその解決策を提案するケース」が考えられます。

提案募集の時期、提案の方法、事業採択の方法等、協働事業提案制度の具体的な運用方法については、別に定めることとします。

7 登録制度

- (1) 協働事業を行おうとする市民等は、市長に登録する
- (2) 市長は、(1)の規定で行った登録を取り消すことができる
- (3) 登録並びに取り消しの方法については別に定める

【項目の解説】

協働事業は市長等と市民等が協力して実施する社会貢献事業であるため、協働事業を行おうとする市民等は、市長に登録し、自らの概要を広く市全体に明らかにする必要があります。

登録制度の具体的な運用方法については、別に定めることとします。

8 協働事業協定書の締結

協働事業を行う際には、協定書を締結し、相互の役割分担や協働する期間についての協議事項を明らかにする

【項目の解説】

市民等と市長等という異なる主体が協働して事業を実施するにあたっては、両者の役割分担や、共に取り組む期限を事前に協議・調整し、両者が合意した内容を協定書のかたちで明示しておくことが必要です。

また、事業の進捗状況を常に確認し、事業実施段階で生じた問題は、速やかに両者で協議し、解決にあたる必要があります。

9 協働事業の年間実施予定の公表及び実績報告

市長は、当年度の協働事業の年間実施予定を公表するとともに、前年度の協働事業の実績を公表する

【項目の解説】

協働事業は市長等と市民等が協力して実施する社会貢献事業であるため、協働事業の年間実施予定を公表するとともに、事業実施後には市民等と市長等とが合同で評価を行い、その結果を公表する必要があります。

協働事業も、市長等が単独で実施する事業と同様に、絶えず事業の見直しを図っていく必要があります。

10 北本市協働推進審議会

市長の附属機関として北本市協働推進審議会を設置し、協働の推進状況を審議する

- (1) 市長は、北本市協働推進審議会に協働事業の年間実施予定及び実績を報告する
- (2) 市長は、協働事業提案制度による提案事業の実施の可否について北本市協働推進審議会に諮問する
- (3) 北本市協働推進審議会は、当条例の見直しについて調査及び審議する
- (4) 北本市協働推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める

【項目の解説】

協働事業を実施した当事者間の評価のみならず、第3者機関である北本市協働推進審議会に実施結果を報告し、意見を伺います。

また、北本市協働推進審議会では、協働事業提案制度で提案された提案事業の実施の可否、条例の見直しについても審議します。

北本市協働推進審議会の組織及び運営に関する事項については、別に定めません。

11 条例の見直し

この条例を社会、経済情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証し、見直しを行う

【項目の解説】

北本市自治基本条例にも、条例の見直しの規定を設けているとおり、北本市協働推進条例も、国の法律等から直接影響を受けない北本市独自の条例であるため、社会の変化や経済情勢に変化が生じた際には、見直しを行います。

12 委任

北本市協働推進条例に記載する制度の詳細については、別に定める

13 附則

この条例の施行日は、平成24年10月1日とする

Ⅲ 委員名簿・委員会設置規程

北本市協働推進等庁内検討委員会委員

平成22年5月～平成23年3月

所 属	職名	氏 名	備 考
総 合 政 策 部	部長	谷澤 暢	委員長
秘 書 広 報 課	課長	加藤 功	職務代理
政 策 推 進 課	課長	町田 浩一	
協 働 推 進 課	課長	柴崎 照夫	
財 政 課	課長	須藤 健治	
総 務 課	課長	荒井 光男	
税 務 課	課長	横田 順一	
くらし安全課	課長	長島 良和	
産 業 振 興 課	課長	田中 正昭	
福 祉 課	課長	村田 則弘	
都 市 計 画 課	課長	中嶋 仁	
生 涯 学 習 課	課長	細井 忠	

平成23年4月～平成24年3月

所 属	職名	氏 名	備 考
総 合 政 策 部	部長	朝尾 光二	委員長
秘 書 広 報 課	課長	加藤 功	職務代理
政 策 推 進 課	課長	町田 浩一	
協 働 推 進 課	課長	原島 敏一	
財 政 課	課長	須藤 健治	
総 務 課	課長	荒井 光男	
税 務 課	課長	横田 順一	
くらし安全課	課長	加藤 正雄	
産 業 観 光 課	課長	田中 正昭	
福 祉 課	課長	村田 則弘	
都 市 計 画 課	課長	中嶋 仁	
生 涯 学 習 課	課長	大島 一秀	

北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会部員

平成22年6月

所 属	職名	氏 名	備 考
秘 書 広 報 課	主 査	浦 直樹	副部長
政 策 推 進 課	主 任	佐藤 慎也	
協 働 推 進 課	課 長	柴崎 照夫	部長
財 政 課	主 査	津田 実	
総 務 課	主 任	鷹谷 豪	
税 務 課	主 幹	新井 貞男	
くらし安全課	主 査	松永 宏行	
産 業 振 興 課	主 査	加藤千鶴子	副部長
福 祉 課	主 幹	吉見 昭	
都 市 計 画 課	主 幹	長島 均	
生 涯 学 習 課	主 任	安藤 裕也	

平成22年7月～平成23年3月

所 属	職名	氏 名	備 考
秘 書 広 報 課	主 査	浦 直樹	副部長
政 策 推 進 課	主 任	大森 国英	
協 働 推 進 課	課 長	柴崎 照夫	部長
財 政 課	主 査	津田 実	
総 務 課	主 任	鷹谷 豪	
税 務 課	主 幹	新井 貞男	
くらし安全課	主 査	松永 宏行	
産 業 振 興 課	主 査	加藤千鶴子	副部長
福 祉 課	主 幹	関根 孝明	
都 市 計 画 課	主 幹	長島 均	
生 涯 学 習 課	主 任	安藤 裕也	

平成23年4月～平成24年3月

所 属	職名	氏 名	備 考
秘 書 広 報 課	主 幹	浦 直樹	副部長
政 策 推 進 課	主 任	大森 国英	
協 働 推 進 課	課 長	原島 敏一	部長
財 政 課	主 査	津田 実	
総 務 課	主 事	矢ノ川直登	
税 務 課	主 査	加藤千鶴子	副部長
く ら し 安 全 課	主 幹	新井 貞男	
産 業 観 光 課	主 事	福島みゆき	
福 祉 課	主 幹	関根 孝明	
都 市 計 画 課	主 査	橋本 保	
生 涯 学 習 課	主 任	安藤 裕也	



北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会
合同会議のようす

北本市協働推進等庁内検討委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北本市自治基本条例推進本部設置規程（平成22年訓令第8号）第5条の規定に基づき、北本市協働推進等庁内検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市民参画の推進に関する事。
- (2) 市民と行政との協働の推進に関する事。
- (3) 市民活動の促進に関する施策等の検討に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

秘書広報課長、政策推進課長、協働推進課長、財政課長、総務課長、税務課長、くらし安全課長、産業観光課長、福祉課長、都市計画課長、生涯学習課長

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、秘書広報課長の職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員長は、委員会の下部組織として、専門的事項を調査研究させるため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の部員は、委員長が委員又は市職員の中からこれを指名する。

3 作業部会に部長を置き、協働推進課長の職にある者をもって充てる。

4 部長は、作業部会の会議の決定事項を委員会に報告しなければならない。

5 作業部会の部員は、当該専門的事項の調査研究を終了し、その任務を終了したときをもって、解任されるものとする。

6 第4条及び前条の規定は、作業部会に準用する。

(報告)

第7条 委員長は、会議の決定事項を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、総合政策部協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月6日から施行する。

北本市協働推進等庁内検討委員会検討報告書

平成24年3月

北本市協働推進等庁内検討委員会

事務局 総合政策部協働推進課